



彩の国さいたま

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'96/10

OCTOBER.15.TUES No. 70



晩秋の別所沼風景

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

「環境の時代」

松本孔志

最近、私達人間社会の物の考え方が少しずつ変わりつつある様に思われます。工業化は技術を発達させ社会構造を大きく発展させましたが、それによって自然を破壊し、人間生存と社会発展の基盤をゆるがすことに気づきました。そこで環境の大切さが地球規模の問題として論ぜられる様になりました。環境対策もいろいろありますが、何といたっても自然そのものである植物は最も大切なものの一つであると思います。

植物を象徴する色といえば緑ですが、その緑の色素であるクロロフィルが炭酸ガスを酸素にかえることはよく知られています。その効果ですが、1 haの森林で80人分の酸素しか供給できないということです。又、植物は気象を和らげ、大気を浄化し、樹木は騒音も緩和します。自然をとりもどすことが、いかに大切かがわかります。とりわけ都市と自然の共存は現代的な課題となって来ています。緑を媒体としてより快適な生活環境を創造することは美しい都市景観を作るというニーズに適合するばかりでなく、自然のすばらしさや季節の変化を感じさせるもので、潤いや安らぎのある生活空間づくりに欠かすことは出来ないものです。緑はそういったメンタルな面でも生活環境には不可欠なものと思います。最近、ヒーリングとか園芸セラピーという言葉が耳にいたします。いずれも心を癒す意味あいのものです。そういった面で花や緑が私達の生活環境にとって重要なものと認識される様になったと思います。又、都市における緑は防災の面で大変重要な役割をはたすことが昨年の阪神大震災で実証されたことです。緑地はより良い環境を作るばかりでなく防災都市の基盤作りになくてはならないものです。

建設省も21世紀に向けて緑豊かな都市づくりをめざして、第6次都市公園等整備5ヶ年計画には都市公園の面積の倍増を目標としています。県においても国の施策を受けて公園の拡張等を計画しております。又、生物や環境問題について専門的に学ぶ「生物・環境系総合高等学校」の構想も検討中のようにあります。

今、さいたま新都心や地下鉄7号線の建設が進められています。人口増全国一といわれる埼玉県も益々それに拍車がかかります。よりよい住環境作りに更に配慮しなければならないと思います。環境に関わりの深い私達造園業界の役割が重要になって来たようです。環境に対する意識の向上に努めていきたいと思ひます。

(筆者・(社)埼玉県造園業協会々長)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

公園の名前となっている別所沼は、およそ100万年前大宮台地の浸食した谷から湧出した水が溜まってできたものといわれ、古くから水田灌漑用溜池として利用されてきた。昭和26年浦和市が市営公園として整備、その後昭和31年に県へ移管され園地の拡張とともに整備され、現在園地面積は7.9ha（うち沼の面積2.5ha）。沼をめぐる繁茂の高木はメタセコイア（原産アメリカ南部）とラクウショウ（原産中国四川省）で化石木と言われる珍しい樹木、水と緑の調和した公園として市民の憩いの場となっている。（県公園緑地協会提供）

◆巻頭言	1
◆特集・全国建産連将来ビジョンの概観	3
◆行政情報	
(1) 平成8年「建設白書」に見るポイント	8
(2) 基幹技能者確保、育成活用に関する基幹指針	12
(3) 平成8年度県予算九月補正の概況	13
◆シリーズ特集 21世紀を展望したまちづくり（その66） — 吉見町 —	14
◆連合会の動静	
(1) 陳情	17
(2) 理事会・委員会報告	17
(3) 建設業の適正取引に関する講習会	21
(4) 全国建産連の動き（全国会長会議）	22
◆連載 埼玉が生んだ著名人物像（7） 国際的画家 田中 保 — 間仁田 勝 —	23
◆告知板	
(1) 労働保険適用促進月間について	27
(2) 平成9・10年度県入札参加資格審査申請について	28
(3) 行事予告・記事の訂正について	30
◆シリーズ特集・県内文化遺産めぐり 埋蔵文化財を尋ねて（1）	31
◆建産連だより 会員団体の動静	34
◆連合会日誌	39
(助)建設物価調査会案内広告	(30)

特集

建産連活動の指標

「全国建産連将来ビジョン」の概観

我が国の建設産業は、新しい競争の時代を迎え市場原理の下に今後企業間競争は一段と激化するものと予測される中で、多くが改革そのものに追いつけず、将来展望を欠き戸惑いさえ生じているのが現状である。(社)全国建設産業団体連合会(略称・全国建産連)ではこのほど新しい競争の時代における経営戦略の再構築に向け、地方建産連や個々の企業を視野に入れ、今後取り組むべき課題と対応策を盛り込んだ「全国建産連将来ビジョン」をまとめこれを公表、21世紀初頭までの指標とした。本誌はここで同ビジョン策定の狙いと内容の一部論点を的にまとめてみた。(H. W)

将来ビジョンの構成は、緒言から結びまで五章約40項目からなる。

策定の基本的考え方は、建設産業政策大綱に掲げる基本方向(別掲参照)を依りどころとし、これに構造改善戦略プログラムに盛り込まれた7つの重点課題及び5つの戦略的推進事業を軸に、「建設産業における各業種間の緊密な協力関係の確立と建設産業全体の健全な発展に寄与する」(全国建産連定款第3条)という建産連独自の立場を結びつけをもって一貫ビジョン全体の流れとした。

変化の激しい競争時代を踏まえ、少子化傾向や建設投資の長期的動向を見極めつつ適宜、適切な時期にビジョンそのものの見直しを行うものとしている。

以上の基本的考えの下、平成7年8月「全国建産連ビジョン策定特別委員会」を設置して検討を重ね、地域の建設産業が発展し、適正な元・下関係の構築を終極の狙いとし副題を「適正な元・下関係の確立に向けて」として将来ビジョンの策定を行った(第1章緒言・第2章策定の基本的な考え方)。

現行とその問題点

新しい競争の時代における中小建設産業界を取り巻く現状を直視し、現行制度や業界の仕組みの中にどのような問題を内蔵しているかを次の11項目に絞り、現況及び対応策を提示している(第3章)。

〈問題点と対応策(要旨)〉

(1) 入札・契約制度の改革の問題点

平成5年12月の中央建設業審議会の建議等を受け、一般競争入札を本格的に採用することを柱にした公共工事の入札・契約制度が90年振りに改革され6年度から国の直轄工事を手始めに年を追って都道府県、市町村へと実施に至った経過等を述べたうえ、問題提起を行っている。

一般競争入札は、競争性が高い反面、不良不適格業者の混入する可能性が大きいこと等のデメリットも指摘されており、入札参加資格、格付け及び発注標準の整備や見直しが必要、工事の質の確保の面からもこれらの諸条件が未整備のまま一般競争入札が導入され、

一部に大きな混乱を生じていることに問題があると特に矛先を市町村に向けている。

さらに制度上の問題をあげ参加資格の設定や指名競争入札における透明性、公平性の確保、経営事項審査体制の見直しなどを求めるなどして全国建産連の立場を鮮明にしている。

(2) 改正建設業法への対応問題

平成6年6月の改正点を述べて盛られた義務事項の完全履行を促し、特に技術者の専任性を確実なものとして不良不適格業者の排除に努める一方、中小建設業の改正技術分野への参入で積極的な取り組みの必要性を示唆している。

(3) ダンピングの横行に対する問題

民間工事に目立つダンピングの横行は、中小建設業者の経営を圧迫、専門工事業者へのシワ寄せ、労働者の雇用条件の悪化を招くばかりか市場価格を混乱に陥れ、引いては建設産業全体の疲弊が懸念されるとしてそれぞれの建設産業団体が積極的な対応を検討すべきことを提起している。

一面、発注者（行政当局）に対し低入札価格調査制度等を活用し入り口でのチェックと厳格な監督、検査の実施など出口のチェックの両面から指導を強化し、場合によっては経営事項審査にその結果が反映されるよう要望活動の促進を示唆している。

(4) JVの運用の問題

特定JVの厳しすぎる運用などにより、地元中小建設業者は受注機会から締め出され、死活問題にかかる事態を生じている。JVによって得られる高度の技術修得の途を拓くというJV本来の目的に照らし「共同企業体運営モデル規則」で定められた各種規則の提出を契約条件に明示し、義務づけることにより地元中小建設業者の参入する機会の確保を図るべきものとしている。

(5) 独占禁止法の適用強化の問題

公正取引委員会は、新たに「公共入札ガイドライン」を策定（平成7年10月）しこれを

建設産業政策の基本方向

3つの目標

- ① （国民に対する目標）
エンドユーザーにトータルコストで良いものを安く
- ② （経営体に対する目標）
技術と経営に優れた企業が自由に伸びられる競争環境づくり
- ③ （建設産業で働く人に対する目標）
技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業づくり

政策の基本方向

- ① 不良不適格業者の徹底排除
- ② ソフト分野の金銭的評価の明確化
- ③ 身軽な企業活動の枠組みづくり
- ④-1 人材育成の推進
- ④-2 情報化の推進
- ⑤ 中堅・中小企業が伸びる基盤づくり
- ⑥ 建設産業における品質向上
- ⑦ 建設産業の自助努力への支援
- ⑧ 広報活動の充実等

公表するとともに、独占禁止法の抜本改正（平成8年6月）を行い、組織の強化拡充を図り違反行為に対するペナルティを強化した。また、「独占禁止法遵守の手引き」を作成してその活用をも促してきた。

本ビジョンにおいては、行政側の配慮を踏まえ、諸法令の遵守と企業倫理の確立により、適正な事業活動を行い、国民的信頼に応える最大限の努力を行うものとしている。

(6) 中小元請建設業者数の急速な増大の問題

中小元請建設業者数が依然増加傾向にある事実を問題視し、新しい競争の時代にある今、「誰でも元請になれる時代は終わった」という時代認識から発し、将来的には民間、公共ともに事業量の拡大は望めない、その上に大手企業の公共工事への参入が一層強まる。

こうした事態に対処、発注者に対しランク制度の適正な運用、優良地方建設業者の優先指名等により受注機会の確保を要望していく必要がある。一方、地方建設業者においては、経営力、技術力を高めるための企業間合併、提携、協業化を視野に受注能力の拡大強化へ向けて取組むことも重要である。

(7) 重層下請構造の問題

工事の規模・形体、工法の専門分化等により下請割合が増加傾向にある中で、元・下間の契約関係が明確でない場合が多く、これが雇用労働条件改善の大きな障害の一つとなっている。その上、価格競争の激化は、下請に一方向的なシワ寄せなど片務性が顕在化、その結果、下請企業の経営を圧迫、元・下関係の適正化の阻害要因となっている。

元・下関係の適正化は、当連合会に課せられた最大かつ最重要課題であり、建産連としては建設生産システム合理化推進地方協議会の場を通じ積極的に啓蒙活動を行っている。

(8) 手形サイトの問題

代金支払いの適正化は経済活動の根幹であって、契約行為の中で重要なものである。特に手形払いの場合サイトが問題である。手形による支払には行政側においてもそのサイトを120日を限度とし、うち労務諸費やリース料金は努めて現金払いとすることを指導している。前金払制度も視野に入れて代金支払いの適正化運動を推進していくとしている。

建設産業の構造改善 戦略プログラム

重点課題

- (1) 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成
- (2) 生産性の向上
- (3) 生産システムにおける合理化の推進
- (4) 建設産業における品質、安全性の確保
- (5) 建設産業の国際化への対応
- (6) 不良不適格業者の排除
- (7) 建設産業に対する理解の増進

戦略的推進事業

- (1) 基幹的技能者育成推進事業
- (2) 経営基盤強化事業
- (3) 生産工程改善・技術開発促進事業
- (4) 情報化推進事業
- (5) 総合的品質向上推進事業

(9) 激変する諸制度に対する理解の不足の問題

歴史的変革期にあって、矢継ぎばやに生ずる法令、規則、制度の改革は、業者にとって戸惑いの要因となっている。その上、地方公共団体の対応の遅れや未習熟が追い打ちとなっていることも拒めない事実である。

理解の欠除はトラブルの原因となりかねない。広報活動等を通じて情報提供していくことに努めるものとしている。

(10) 労働力の確保と育成

生産年齢層の減少は、人的労働力に依存度の大きい建設産業にとって看過し得ない問題である。中小建設業にあっては、人材確保の必要性を認めながらも、その取り組みは至って弱いのが現状である。

足りない分は下請でという安易な考えを捨

てて積極的に自ら雇用、育成への努力である。殊に注目すべきは多技能工を養成することによって要員の不足を補うという考えで進んで取り組む姿勢が望まれる。

労働条件の改善、福利厚生面の充実も労働力確保の大事な条件と同時に定着性を高める上からも欠かせない要素である。

(II) トータルコストで「良いものを安く」と価格破壊の問題

建設産業政策大綱における目標のトップに掲げている「良いものを安く」提供することには、企業にとって大変な努力である。契約から完成引渡しまで全ての部門に徹底してこそはじめて達成できるが、その努力は他産業の比ではない。

「安い」ということだけが独り歩きし、とかく「良い」（品質、技術）とする面の評価が得難い。この点のPRが絶対必要である。巷間でいうところの「価格破壊」などということは建設生産事業にはあり得ない。

元・下関係確立に向けて

建設産業政策の中の中小建設業者の育成と適正な元・下関係の確立のため、特に求められる施策14項目をあげて対応を述べている（第4章）。

〈提起事項とその対応策（要旨）〉

(1) 経営者の意識改革

新しい競争環境の下、建設産業に携わる経営者は、試練を乗り越え、自らの進路を定め懸命な努力を行わなければならない。

それには、まず第一に経営者自ら意識改革を行い、働く人々に誇りと希望の持てる産業への脱皮が必要であるとしている。

(2) コストダウンに向けた企業体質の強化

生産上のコストダウンは、厳しい競争場裡にあってあらゆる角度から経営戦略の立て直しが求められる。

その対応策として、労働生産性の向上、労働災害の防止、資材調達合理化、正しい情報の収集などを視野に、人的、物的ともに徹底した見直しが必要としている。

(3) 総合的な品質・安全確保への取り組み

建設生産物の品質の確保には、優秀な技術・技能者の確保と適正な配置が必要である。

また、安全の確保には徹底した教育と適切な指導、監督が求められる。

対応策として、専門工事業者が行う技能者教育の積極的支援、社内検査マニュアル等の整備、PL法に係る品質保証制度の周知、労働安全衛生法令等の熟知などをあげている。

(4) 発注の平準化

労務者対策をはじめ経営上のロスを抑制する意味で、年間発注の平準化の期待は大きい。

対応策として、発注機関に対し端境期の解消を目的にゼロ県債等による事業量の拡大確保や単独事業の前倒し発注の促進を要望する必要があるとしている。

(5) 書類の簡素化、統一化

同じ法令、規則等によって定められているものが、地方公共団体間での不統一は提出する側にとって不可解の点が多い、極力簡素化、書式の統一化が望まれる。

建産連として全国規模で働きかけを行うが、行政権限が地方機関へ委譲される傾向が今後増大していくことが考えられることから地域ごとに要望していくことが必要とした。

(6) 建設生産システムの変革

専門工事業界において技術力、コスト・工程管理能力に優れた企業が出現するにおよび、工材一式の下請から、さらには複数の工事工程を請け負い、責任施工をもってする「一式下請」が出現するなど建設生産システムに変化を生じてきた。また、特定工事の「分離発注制度」や「部分一式請負」等の責任施工体制が確立されるなど、新しい時代ともなれば

社会資本整備が一巡しいわゆる成熟期となり、建設投資は徐々に低下、受注競争は一層激化してきよう。

対応策としては、経営、技術の分野で「住み分け」を図るとともに、企業間合併や協業化をも視野に入れ経営力を高める必要があるとしている。

(7) 許可業種の改善

現行の許可業種の見直しに当たっては、中小総合工事業者、専門工事業者の強化等に似合ったもので多技能工育成につながっていくものを期待するとしている。

(8) 元請企業の責任と体質強化

建設業法に基づく許可事項等の見直し及び強化、技術者責任制の確立、発注標準等の改善（格付等級区分の見直し）、一般競争入札参加資格の緩和、経営事項審査制度の改善（地域版経審制度導入の検討、2級施工管理技士及び2級建築士の評点アップ、1・2級技能士の評価）などを要望していく。

(9) 下請として伸びられる環境づくり

適正な元・下関係の確立は、建産連に課せられた最大の課題であるとの認識の下で、下請企業が下請として成り立つ環境づくりが必要。そのためには、双方が対等の立場で適正な契約関係を形成した上に役割分担を明確にするなど責任体制の確立に向け最大限の努力をすべきである。推進するに当たっては建設生産システム合理化推進地方協議会の場合を通じ改善策を図り、生産性の向上に寄与していくものとする。

(10) 基幹的技能者の育成

建設業人材確保・育成推進協議会が策定した「技能開発計画策定基本指針」に則り、企業に中核をなす技能者の育成を積極的に啓発していく。

(11) 女性や高齢者の活用

女性・高齢者の能力活用は時代の要請である。そのためにも就業環境の改善を図るとともに就業の場の確保に努めるものとする。

(12) 技能者の経営事項審査制度への反映
技能検定合格者を技術検定合格者と同様に取扱い経審の総合評定へ反映されるよう要望していく。

(13) 三省協定労務費調査の改善

技能者の直用化、月給制の導入が専門工事業者の自立化に伴い定着化しつつある。三省協定に基づく賃金調査に当たっては、それらを念頭に改善が図られることを要望していく。

(14) 意欲ある自営業者の活用

直接施工の面で重要な役割を分担している自営業者の健全化に資するため、これまで対象外にある社会保険制度の適用へ向け側面から支援していく必要があるとしている。

〈まとめ（第五章）〉

最後に掲げた論述の視点を総括し、改めて建産連の使命と役割を本ビジョンの中に見出し、新しい競争の時代を乗り切るための指標である適正な元・下関係を構築すべきことを強調、一方、他団体との協調、連携を一層強化し、国民的不信感の払拭に当たるとともに、建設産業構造改善の推進機関である（財）建設業振興基金の事業に全面協力、その実践部隊的な役割を果たすことを目指すとし、さらに建産連活動を全国的視野に収め効果的かつ強力に推進するためにも未設置の都道府県での設立を強く働きかけを行うものとする結んでいる。



平成8年「建設白書」に見るポイント

バブル経済が崩壊し、民間建設投資が低調に推移している中で政府は平成3年以降総額45兆円を超える景気対策を実施してきた。しかもその半分が公共投資に回った。しかし、景気に対する波及効果は1%と極めて薄く、ここにきてその効果を疑問視するマスコミ論調が目立ってきた。

建設省は7月12日、公共事業は経済・社会構造の変化に対応した社会資本整備の展開が必要だとする平成8年版「国土建設の現況」

(建設白書)を発表した。予算配分の硬直化など様々な批判があることを認めながら、景気浮揚や地域づくりの基盤としての公共事業の重要性を強調している。

白書では、公共事業について「各省庁の予算配分が固定化している」「鉄やセメントの従来型では景気刺激にはならない」「ダムや道路など大型プロジェクトは一度建設が決まると見直さない」など“負”の面の指摘を率直に認め、これまで「何を」、「どれだけ」、「いつまでに造る」という一辺倒に、「どのように」という政策的思考を加える時代と分析、その上で、今後は事業を進める中で、①住宅、道路などの利用者の妥当なる負担、②工事等入札の透明性、③住民参加と情報公開、④効率的、重点的な投資 ― がキーワードとなるとした。

白書に見るポイント

全文を通じていくつかのポイントをあげ、それにスポットを当ててみる。

公共投資の経済効果

建設省では、経済企画庁が第5次版平成6年に発表した「世界経済モデル」を引用、1兆円の公共投資は三年間で国内総生産(GDP)を2.13兆円(名目ベース)増加させ、所得減税より大きな効果があると述べ、仮りに公共投資の伸び率がゼロだったら平成5年、6年度の名目GDPはマイナス成長になっていたと試算、公共投資の乗数効果を謳っている。

〈政策重点の変化〉

- ① 環境重視=国土建設は、洪水防御など自然の脅威から人命等を守り、快適性を向上させる等、人間活動の基盤としての環境づくりのプロセスとすると同時に事業実施の過程で自然に手を加えることが不可能という側面もある。建設省は平成6年に策定の「環境政策大綱」に基づき環境の保全や創造に向け諸施策を実施している。
- ② 文化、歴史=これまでも、新たな文化を創出する都市整備、住宅、橋梁等の整備には地域の歴史・文化の息吹を伝え新たな調和を生み出す歴史公園整備、史跡保存への配慮、伝統的街並みの保全、再生など実施してきた。そのため当初計画を変更、保存、活用に努めてきた。
- ③ 情報化への対応=道路、河川などの全国的な情報網とともに、地域、都市における情報ネットワーク形成が重要、地域、都市内の下水道内光ファイバー網の有効利用を視野に下水道法の改正が課題。
- ④ 土地の有効利用=地価の下落等の経済状況の変化の中で、良質な住宅・宅地の供給、

良好な街づくりを進めるという観点から、土地の有効利用を進める必要がある。そのためにも事業計画の早期策定、遊休地の有効利用、用地の早期取得の促進とともに民間都市開発推進機構による土地取得の推進などをあげている。

住生活へのインパクト

住宅ストックの戸数も足り、新規建設も戸数的には好調に推移しているにもかかわらず、大都市圏を中心に住生活に対する不満が根強いのは質の低さのため、良好なストック形成がなされていないこと及び住み替え、既存住宅の流通、リフォーム市場の不十分さが課題。今後、高齢化社会に向け円滑な住宅流通の確保と併せ、住宅、宅地の広さ、質の向上だけ

にとどまらず、生活環境の充実も重要な要素となる。

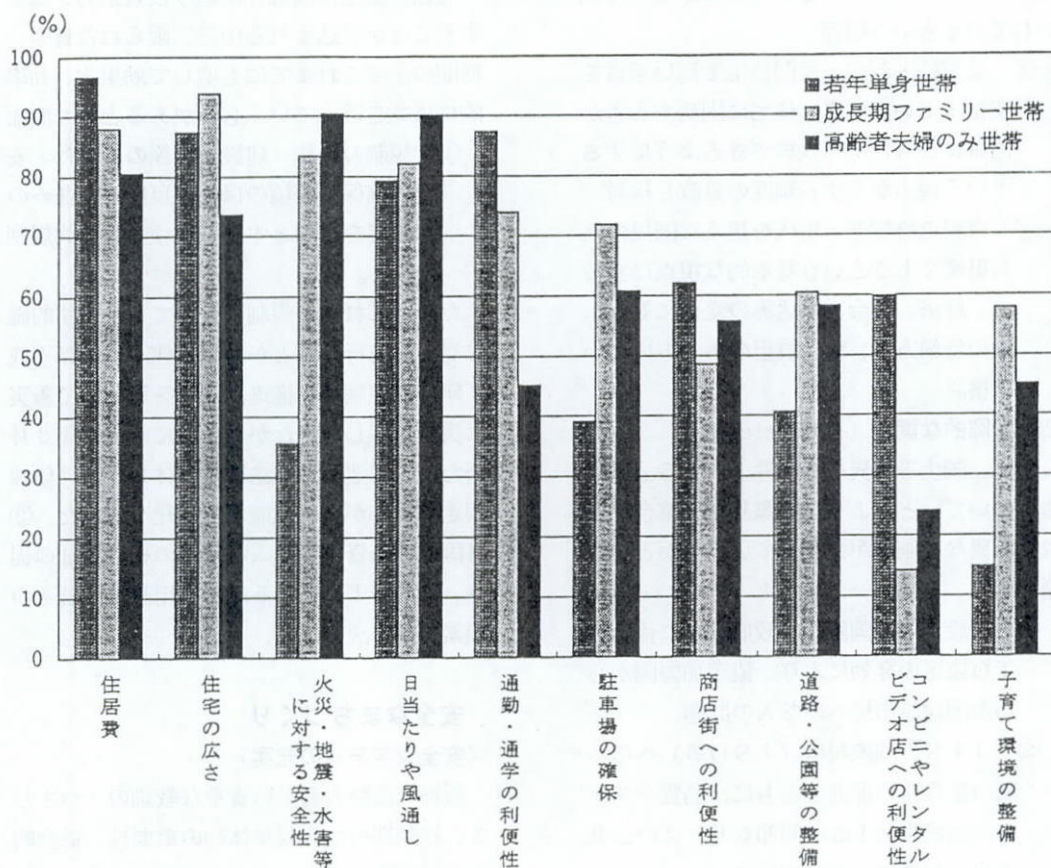
住宅、住環境に対する要望は、当然ながら時代や地域によって異なる。借家では不満率が高い。住宅選択には意識の変化がみられ、単に広いとか住居費が低いことだけ求めているわけではない（別表参照）。

〈最近の住宅・宅地の新規供給の課題〉

最近の新規供給は、敷地面積、床面積でも、地価、建築費、金利の低下といった状況変化が見えてこないのが問題。現状では2次取得者層には厳しい状況、長期的には建設コスト等の低下は、良質な新規住宅供給及び取得を促す効果で期待がもてる。

住宅金融公庫などによる公的融資は、今後、住宅の質の向上といった政策誘導機能の強化

住宅を選ぶ際に重視する点（アンケート）



に重点を置く方向で住宅取得を支援する。

わが国の住宅は、英・米国と比べ一般に建替えが頻繁で住宅の寿命は短い。十分な既存住宅流通量もない。従って住み替えも少ない。リフォーム市場も未だ充実していない。今後、適切な住み替えの前提となるストックの充実を基本とし、併せて住み替えを円滑にする仕組みの整備が必要。

社会資本整備の進め方

経済、社会構造の変化に対応した社会資本整備の進め方についての変化の側面をA、B、C、D、Eの5つの頭文字で表現、これらをキーワードにした。

(1) 妥当な負担 (Affordable)

公共施設等の利用について、限られた資源・財源の中で、誰がどのように負担するか(或いはしないのか)ということが改めて問われているという側面

- ① 公営住宅制度＝民間住宅で高い家賃を支払っている、真に住宅に困窮する者が的確に公営住宅に入居できるようにするという視点からする制度の見直し検討
- ② 有料道路制度＝世代を超えた国民の共有財産であるという基本的な視点に立って、経済、社会、生活等の変化に対応、その整備方法、料金負担のあり方について検討

(2) 国際的な調和 (Borderless)

歴史、国土等の異なる条件下にある公共事業において、どのように国際基準と整合性を取り、異なる制度が共存していけるかという側面

- ① 建設市場の国際化＝政府調達に係るWTO協定の発効により、協定加盟国からわが国建設市場への参入の問題
- ② JISの国際規格(ISO等)への一層の整合化の促進とともに、品質システムの国際規格ISO9000シリーズの公共工事への適用について検討

(3) 透明性、公平性 (Clear)

国民や外国からみて、執行に時間がかかっても、これまで以上に透明度を高く分かりやすいこと、公平であることが求められているという側面

明確な基準による入札・契約制度の改革

(4) 住民参加、情報公開 (Disclosure, Discussion)

地域に密着したきめ細かい行政、開かれた分かりやすい行政が求められているという側面

- ① 事業計画の大幅変更や大規模プロジェクトにおける情報を公開し、地方自治体や住民参加の途を拓く。
- ② 建設協定や緑地協定の活用。

(5) 効率的、重点的 (Effective, Efficient)

今後、急速に高齢化が進み投資余力が減少することが見込まれる中で、限られた資金、期間の下でこれまでも増して効果的、効率的に事業を行っていく必要があるという側面

- ① 規制の緩和＝建設省関係の規制は、安全の確保、環境の保全や良好な街並みの形成等を目的とするいわゆる社会的規制が中心。

だが、これらの規制についても絶えず的確な見直しを行うことが必要。建設省では平成7年に「規制緩和推進計画」を策定して着実に実施に移してきたが、さらに平成8年3月新たに、①建築基準法の規制体系を、「仕様規定」中心から「性能規定」化へ改めた。②外国の建築資材等受入れ基準の相互認証の促進、③CATVに係る道路占用許可手続きの簡素化等を決めた。

安全なまちづくり

〈安全システムの充実〉

阪神・淡路大震災の貴重な教訓の一つとして、初動期の情報収集体制の重要性、総合的な防災情報ネットワークの整備の重要性、想

定を超える災害に対する施設整備のあり方の転換の必要性などを改めて認識の上、①国の防災基本計画の全面修正、②災害時の行政機関等の情報収集・伝達の強化、③防災に関するボランティア活動の位置づけ（被災した公共土木施設等の情報収集、災害復旧等の査定事務について行政機関を支援する「防災エキスパート制度」の創設）などで対応のほか、北海道豊浜トンネル崩落事故を契機に緊急点検、緊急対策を進めている。また、大規模事故災害等が発生した場合の「危機管理体制」の充実に向け検討を行っている。

〈今後の取組み〉

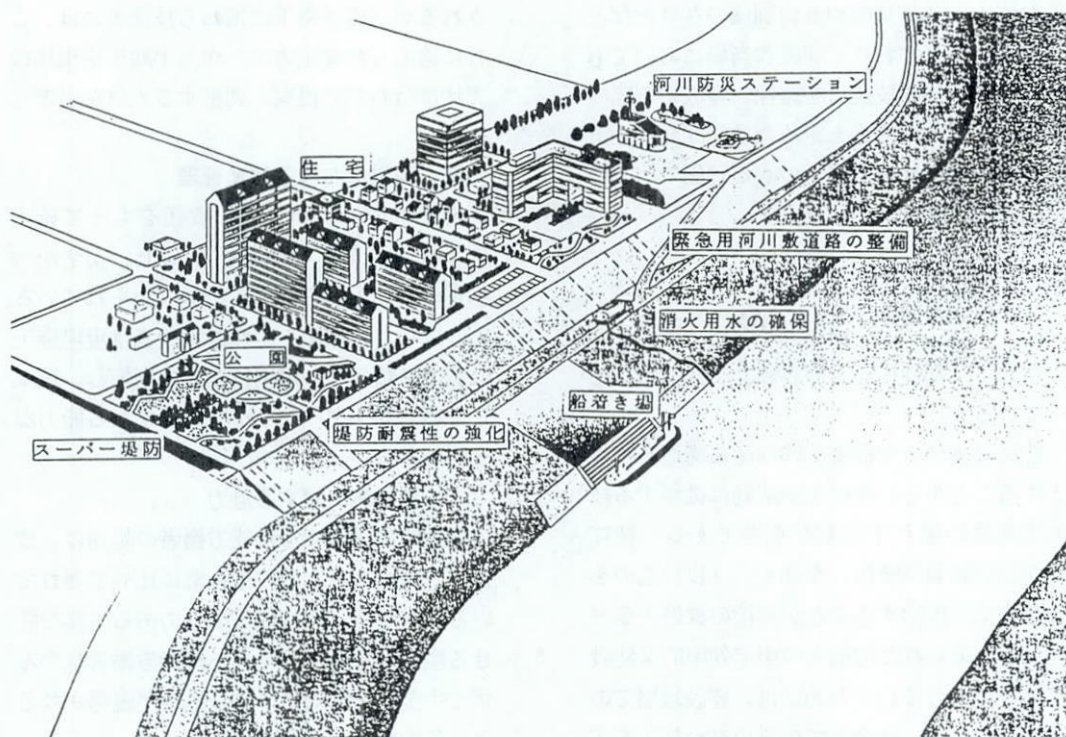
- ① 平成7年4月策定の「震災に強いまちづくり構想」に基づき、被災を最小限にするまちづくり、災害弱者の安全確保、地域の

特性に対応ハード・ソフトの連携による総合的な安全の確保

- ② 地震、火災等に対し危険度の多い木造密集市街地を抹消し、防災性の高い市街地を形成するため、「安全市街地形成土地区画整理事業」等を創設
- ③ 大都市を中心に広がるゼロメートル地帯における堤防の耐震性の向上と市街地整備、公園、街路等を組み合わせた総合的な事業「リバーサイドエリア緊急総合防災事業」を実施（下段のイメージ図参照）
- ④ 都市における土地利用、道路・下水道・河川管理等に関する空間情報データを活用し、GIS（地理情報システム）の標準化等による空間データ基盤整備の促進

－（H、W）－

リバーサイドエリア緊急総合防災事業のイメージ



人材推進協 「基幹技能者の確保、育成、活用に 関する基本指針」策定の狙い

建設関係機関や建設業界の関係者で組織の建設業人材確保・育成推進協議会は、建設産業政策大綱並びに建設産業構造改善戦略プログラムにおいて指摘されている「技術と技能の間をつなぎ、高い生産性を実現する基幹技能者にのたを絞った人材対策を講ずべきである」とした人材戦略の基本方向を踏まえ、検討委員会を設けて検討を重ね、このほど標記基本指針を策定しこれを発表、全国建産連に対しその活用が促された。

内容は、基幹技能者に求められる役割や必要な能力、評価基準や教育訓練の在り方などが盛り込まれており、建設省当局においても本指針を「基幹技能者を確保、育成する際の基本的事項、施策等を定めた技能開発計画策定の基本の方針を示すもの」と評価し、その活用を推奨している。

視 点

冒頭に「基幹技能者の意義」を次の如く述べている。

建設産業は、労働集約的な産業構造を特性とすることから、直接生産活動に従事する技能労働者の果たす役割が重要である。特に「新しい競争の時代」を迎え、「良いものをより安く」供給することが今後の課題となっている。限られた労働力の中で効率的な建設工事を確保していくためには、建設現場での品質、コスト、安全面での質の高い施工を実現できる優秀な人材（基幹技能者）の確保、育成、活用が重要な要素となる — と本指針における基調的考えを述べている。

次いで、技能者による生産活動をめぐる課題として、

(1) 労働生産性の向上、品質、安全の確保

本来技能労働者は、建設業に限らず、製造業など他産業においても高い生産性の実現に大きな役割を果たしてきた。特に建設技能者の場合、直接施工能力は勿論、工事現場での「段取り、とりまとめ」といった作業管理の分野で大きな役割をめている。

建設現場においては、今後とも新工法・技術の開発等によって大きく変わることが予想されるが、直接施工に携わる技能者には、これに適応した施工方法、作業手順等を現場の実状に合わせて提案、調整する人材が必要となる。

(2) 現場における作業管理

現場管理については、責任をもって確実に工程をこなし、生産性の向上、安全かつ品質の高い工事を行うことが求められている。

こうした観点から、作業管理者は現場施工の実情に精通し、現場技能者を指揮し、統率していくリーダーシップを取るにたる能力が重要である。

(3) 建設業に対する魅力

建設業に従事する技能労働者の処遇は、改善されつつあるものの他産業に比べて遅れているのが現状。建設作業を魅力ある生涯を託せる産業とするためにも、技能労働者なканずく中堅者層に対し十分な処遇が確保されるよう条件整備が必要である。

中堅技能者に対しては、技能者へのキャリアパス、管理職への登用はもとより、相当な対価を支払うことにより若手技能者の意欲と

ともに定着率を高めるという効果が得られ、企業全体の活力を高めると同時に若年者層の参入を促進する面からして重要である。

続いて、新しい技能者＝基幹技能者像としてその役割と位置づけを行い。基幹技能者は一般に呼ばれる「職長」の一翼を担い現場における直接の生産活動において中核的役割を担い、その任務は、

- ① 現場の状況に応じた施工方法の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の一般の技能者の施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡調整

などに当たり、一般の技能者との適切な役割分担・連携・協力を通じて、施工現場全体の効率的な生産システムを形成することとなる。

基幹技能者に必要とされる能力については、上述のような役割からして、①技術者、他の職長との調整能力 ②一般の技術者に対する指導・統率力 — 少なくとも以上2つの能力を有することが必要。

以上、基幹技能者像を述べたあと、基幹技能者の確保・育成のための条件整備が必要だとして、①評価システムの構築、②育成システムの構築、③処遇の改善の3つをあげ、具体的な取組み手法等を述べている。

最後に「技能開発計画」の策定問題を述べ、基幹技能者の育成及び活用には、業界をあげた体制づくりと取組みが必要であり、業種ごとに建産連主導による技能開発計画（①基幹技能者の位置づけ及び需要の見通し。②役割の在り方の明示。③評価方法及び処遇の在り方の明示。④必要な教育訓練システムの構築等）の策定が必要であると、課題提起を行っている。（纏め責 H. W）

行政情報(3)

県の9月補正予算の概況

県の平成8年度9月補正予算は、一般会計216億5,781万7千円、特別会計4億5,552万8千円、公営企業会計9,824万6千円の総額222億1,159万1千円である。

そのうちの一般会計は、厳しい財政事情を反映、特に施策上急を要する事業等に限定、社会悪の温床となる薬物乱用防止対策等や全国的に発生し社会不安を醸成のO-157対策などのほか公共施設を対象とした耐震補強対策のいわゆるソフトウェア型であって、規模的にも過去5年間の最低規模である。

以下、業界関連の主な事業を対象にまとめてみた（単位 千円）

〔安全環境づくり〕

▷交通安全施設の整備＝2億9,501万1千円（信号機の新設・改良、標識等）▷道路・橋梁等の安全確保＝5億8,266万8千円（道路防災総点検等）▷県有施設耐震強化＝4,317万8千円（耐震補強設計等）▷河川改修＝32億3,380万円▷砂防＝2億3,550万円▷治山＝1,540万円。

〔生活を支える基盤づくり〕

▷さいたま新都心づくり＝17億3,859万4千円（街路、区画整理）▷街路＝5億8,900万円▷道路改良・舗装＝42億4,845万円▷道路・橋梁維持修繕＝5億4,955万円▷有料道路建設＝3億2,075万円（皆野寄居、雁坂トンネル）

〔産業社会づくり〕

▷農業基盤整備＝2億752万1千円（農道整備等）▷林道の整備＝1億4,780万円。

『美しい緑と歴史の回廊 ふるさと吉見』の実現をめざして



吉見町長 荒井 敬三

【吉見町の概要】

埼玉県のはほぼ中央に位置する吉見町は東に荒川、西に市野川が流れ比企丘陵の東端に当たる丘陵地と田園地帯を併せ持つ、緑豊かな町です。

都心から50km圏内にあり、南は川島町、西は東村山市、東は鴻巣市・北本市、北は大里村・吹上町に接しています。

昭和29年4ヶ村が合併し、吉見村が誕生、昭和47年の町制施行により、吉見町となりました。

かつては、純農村地帯として栄えてきましたが、都市化の進展により生活環境も大きく変化してまいりました。

鉄道のない町ですが特に、荒川右岸流域下水道への加入や県広域第2水道の導入などにより、着実に地域基盤の整備が進められています。

特に、東部土地区画整理事業、比企テクノグリーン構想の適用を受けた、長谷工業団地を誘致するなど、都市化への大きな転換が図られてきました。

現在の人口は、22,084人余りですが、平成12年の目標人口を30,000人と定め都市化と自然、近代化と伝統文化、それぞれが調和して発展するまちづくりを推進しております。

面積(8.9.1現在) 38.67 km²

人口(8.9.1現在) 22,084人

一般会計当初予算(8年度)61億4,800万円



よしみひゃくあな
国指定史跡 吉見百穴

古墳時代の墓制の一つ、明治20年には東京大学学生坪井正五郎氏等によって発掘調査され、237基が発見された。大正12年3月7日に国指定史跡となる。

【21世紀に向けたまちづくり】

本町は、平成3年に町民参加によるまちづくりをめざして、平成12年を目標年次とする「第三次吉見町総合振興計画」を策定し、将来像を「美しい緑と歴史の回廊・ふるさと吉見」と定め、次の4つの施策の大綱に基づき、さまざまな事業に取り組んでおります。

■基盤条件の整備

「自然と調和した、快適で安全な住環境のまちを築く」

豊かな緑・歴史を最大限に活用し快適な住環境の整ったまちづくりを進めております。道路網の整備や市街地の形成など基盤条件を整備するとともに、公共下水道整備を推進し、環境衛生の向上に努めております。

主な施策としては、東部土地区画整理事業・公共下水道の促進、西吉見南部土地改良事業をはじめ県営排水対策事業の促進、老朽化した台山排水機場及び排水路の基本的見直し調査、総合治水計画の策定、丘陵部住宅団地の生活環境整備、地域防災計画・第3期上水道拡張計画の促進、農業集落排水処理施設の整備を進めるほか、小型合併処理浄化槽の設置促進に努めております。

■教育・文化の向上

「生活文化と国際性豊かなまちを築く」

まちづくりの原点は、心豊かな人を育てることで、生涯にわたる学習意欲にあわせ学校教育・家庭・社会教育活動を通し、誰もがいつでもどこでも気軽に学習できる体制を整備することが必要であります。

また、国際性豊かな人間性・優れた資質を備えた町民を育み、個性と創造性を生み出す活動の展開ができるように、教育・文化・スポーツの振興に努めております。

主な施策としては、西が丘小学校の開校耐震診断に基づく施策の改修、小中学校のプール改築、生涯学習推進体制の整備、中学生の海外派遣事業の実施、吉見観音の仁王門・仁王像の修復事業等諸事業に取り組んでおります。

■健康・福祉の充実

「健やかで、やすらぎとふれあいに満ちたまちを築く」

人生80年時代にふさわしい豊かで活力ある健康でやすらぎの生活を営めるよう、社会福祉協議会を拠点として、きめこまかい福祉事業の展開を図っております。

一人ひとりの健康を守り、思いやりの福祉、これを合言葉に体系的な福祉のまちづくりを進めております。

主な施策としては、「吉見町老人保険福祉計画」に基づき、高齢者対策における在宅福祉対策、寝たきり老人ゼロ作戦・高齢者のいきがい対策等計画的に推進しております。

このほか、保育施設の整備、障害者福祉などの充実も図っております。

健康づくりについては、保健センターを拠点として各種の健康診断を実施し、町民の健康の保持・増進に努めているところであります。

■地域産業の活性化

「生活を支える、活力あるまちを築く」

長い間、農業を中心とする産業が生活を支えてきましたが、企業の進出等により社会経済及び産業構造も大きく変化してきております。

産業の振興は、町の活性化と町民生活の向上、生活を支える根幹をなすものであり、町の特性・資源を生かし、地域・生活との結びつきを重視した調和のとれた地域産業の振興に努めています。

主な施策は、県営ほ場整備事業の促進、生き生き農村整備事業の推進、担い手の育成対策等農業の近代化を進めてまいりました。

商工業の振興については、町の立地条件を

考慮しながら、まちづくりを一体として、整備促進を図っておるところであります。

自然・歴史・産業などの地域資源を活用した観光拠点施設の整備、観光ルートの設定など魅力ある観光プログラムや振興体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

「健康作りと出会い・交流の拠点」

“ふれあい広場” オープン

4月にオープンしたふれあい広場（9ヘクタール）は、四季折々の花、町の木ケヤキをはじめサクラを連植した並木道、老若男女の憩いの場としてのピクニック広場、1周400mと天然芝のサッカーコート・500人余りの収容スタンドを備えた陸上競技場そして、軟式野球・ゲートボール場等に使用できる多

目的グラウンド・テニスコートなど町民のスポーツを通じた「健康づくり」また、教育文化の向上・心と心のふれあう「人づくり」の拠点として利用されております。

以上、第三次吉見町総合振興計画の施策の大綱等、紹介させていただきましたが町民とともに歩む信頼と連携のまちを描いたビジョンであります。

高齢化、情報化、国際化、そして地球環境問題や地方分権への対応などこれまで以上に幅広い視点での総合的な施策の展開、より質の高い行政サービスが求められていますので、町民と行政の協働のもとに、真の豊かさを実感できる「ふるさと吉見」の実現に邁進してまいります。



今年四月オープンの「ふれあいの広場」全景

連合会の動静

陳 情

中尾建設大臣を迎え要望

当建産連は、9月24日、地方遊説の途次大宮ソニックシティに立ち寄られた中尾英一建設大臣を島村会長ほか副会長及び関係団体の代表の一行でパレスホテルの3階銀杏の間に迎え、約40分間、本県における建設産業界の実情を説明、下記8項目の要望を行った。

席上、地方中小・中堅業者の厳しい受注環境の実態を述べ、一連の改善が図られるよう格別の配慮を要請したものである。

中尾建設大臣には、篤と理解を深められ善処を約束された。特に大臣は、平成8年度政府予算に係る公共事業補正予算の必要性が強調された。

〈要望事項〉

- 1 平成8年度下期公共事業費の大型補正並びに平成9年度公共事業予算の拡大
- 2 地元中小・中堅建設業者の受注機会の確保（建設省「中小企業向け契約目標率」引上げと遵守）
- 3 大規模工事に対する地元企業の参加（地元企業の入札参加条件の緩和、JVへの参加）
- 4 都道府県単位の「経営事項審査制度」導入
- 5 公共工事の一層の平準化と労働時間短縮（週40時間）が図られるような設計・積算
- 6 公共建築設備工事の分離・分割発注。
- 7 個人の土地建物等の長期譲渡所得課税の全面26%への引き下げ
- 8 市町村公共事業に対する指導の徹底（入札制度の適正運用、最低制限価格制度の活用等）

理事会・委員会報告

広報委員会



7月24日正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会（松本孔志委員長）を開催し、建産連ニュース第69号の発刊報告と同第70号編集案の検討を行った上、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール実施に伴う募集要領についての3件を議題にした。

本席には島村会長が同席、正・副委員長ほか委員9名が出席した。冒頭松本委員長挨拶のあと年度初めの委員会であることから事務局より全員の紹介を行って議事を進めた。

はじめに建産連ニュース第69号の発行（7月15日付）について事務局より編成順に内容を説明の上意見等を求めた。1点誤植の指摘（次号にて訂正文を付すこと）を受けたほか特に疑義を問う発言はなかった。

次いで同第70号（10月15日付予定）の編集について事務局案を提示、目次の順を追って趣旨説明を加え意見等を求めた。

項目ごとに質疑に答え、なお新しい事態が生じた場合取捨選択の有り得ることの了解をとりつけ、その上いくつかの提案要望（法定労働時間の対応等）を原案項目に加え作業を進めることで了承された。

次の「埼玉の建設産業」をテーマとするポスター・絵画コンクールについては、募集要領を示し、その了承のもとに今後作業を進め

ることとして所定の議事を終了。

最後に、次回会議を10月22日（火）に開催を決めて散会した。

総務委員会



7月29日正午から建産連会館1階特別会議室において総務委員会（星野謹吾委員長）を島村治作会長同席の下に開催し、国、県、市町村等に向けた要望事項の討議を行ったあと平成8年度全国建産連会長表彰候補者の推薦とその取扱いについて協議した。

冒頭、星野委員長の挨拶を受けたあと、通常総会後初の会合であることにより出席委員全員（10名）の紹介を行い、引き続き議事を進めた。

はじめに平成9年度予算の編成期に向けて行う建産連要望事項並びに全国建産連傘下団体長会議への提出議題（要望）を一括討議することとして各案を提示、事務局が逐次内容説明を行ってその取扱いを諮った。

提示した要望事項は、予め会員団体より提出された要望調査で今回五団体から出た。

団体別要望事項の要約

1 (社)埼玉県建設業協会

- ① 国及び県の平成8年度公共事業予算の効率的かつ積極的な執行
- ② 平成8年度予算の下期追加とその機動的執行（国～県）
- ③ 平成9年度公共事業予算の対前年度比増額確保（国）

- ④ 公共工事発注の一層の平準化（国～県）
- ⑤ 建設工事に伴う請負契約書に係る印紙税の廃止を含む見直し（国）

2 (社)埼玉県電業協会

- ① 建設設備工事の分離発注の法制化の検討
- ② 週40時間労働が実施し得る設計・積算と適正な工期の設定（県～市町村）
- ③ 高齢者や新規参入者向けの多目的技能研修施設の創設（県～市町村）
- ④ 人材育成事業に対し県費単独助成制度の創設（県）
- ⑤ 入札参加資格審査申請に係る書式、手続きの統一化、簡素化（県～市町村）

3 (社)埼玉県空調衛生設備協会

- ① 専門工事に係る多技能工の養成を目的とする研修制度の確立（全国建産連）

4 埼玉県電気工事工業組合

- ① 電気設備工事分離発注の徹底（県～市町村）
- ② 入札・契約参加資格審査の申請要件の整備（労働福祉関係の追加）と適正指名（県～市町村）
- ③ 中小企業倒産防止共済掛金の控除率の見直し（中小企業庁）

5 (社)埼玉県宅地建物取引業協会

- ① 開発指導要綱の見直し（県～市町村）
- ② 個人の土地建物等の長期譲渡所得課税率を26%と均定化（県～国）

以上

討議の結果、要望事項が多岐にわたることからそれらを目的、主旨別に集約することが望ましいとして作業を事務局に一任、纏った要望書（案）を次の理事会に付議、是否を問い、その決定により実施に移すこととした。

続いて平成8年度全国建産連会長表彰候補者の推薦について諮った。

候補者は、表彰規程に基づいて次の2名を選出、選考経緯を説明しその当否を問うた。その結果、原案のとおり2名の推薦を決めた。

〈推薦候補者名〉

- ・岡田光男（埼玉県環境安全施設協会事務局長）
- ・西村昭彦（埼玉県コンクリート圧送事業協同組合専務理事兼事務局長）

議事終了後、事務局夏季休暇を8月14日～16日の3日間とし、この間建産連会館及び同センターの施設の全面休館とすることを了承して散会した。

研修指導委員会



7月30日正午から建産連会館1階特別会議室において島村会長同席の下に研修指導委員会（安藤晃委員長）を開催し、平成8年度の事業実施計画の立案を議題にした。

冒頭安藤委員長の挨拶を受けたあと、通常総会后初の会合であるため出席委員全員の紹介を行ってのち議事を進めた。

はじめに当委員会の中心事業である講演会並びに研修見学会のあり方を過去の実績に照らしその効果の度合いを論点にあげたうえ、平成8年度の事業について意見交換を行った。

まず、講演会は演題はもとより講師の知名度によって聴講者の集まりに大きく影響することが過去の実績からして明かなことを踏まえ、開催効果を第一義に政治、経済、文化の各分野に分けて意見を求めたが、特定するに

至らなかった。そこで視点を日常生活の面に換え、阪神大震災を契機に関心が高まった「地震の発生」に的を当て、地震発生メカニズム、本県域における実状などを斯界の権威を講師に迎えその説明が提案された。

一考に値するものとして具体化へ向け検討することとした。

次に研修事業の一環として実施してきた著名な施設等の見学会については、事務局より対象県内8ヵ所、県外3ヵ所を候補にあげ提示、その検討を委ねたがいずれも長短があって特定し得なかった。結果として会長、委員長、事務局の三者協議に委ね、実施の時期及び場所の決定を一任することとした。

散会を前に、島村会長より列席委員に篤い言葉が寄せられ、今後の建産連の運営に対しての協力要請があった。

構造改善委員会



9月25日正午から建産連会館1階特別会議室において構造改善委員会（町田迪委員長）を開いて、今後の事業推進計画について協議した。

会議の冒頭、挨拶の町田委員長は、前任期間の2年間、「時短の問題」「人材の確保、育成の問題」を中心テーマに取り組んできたが、決め手となる成果が得られなかった。その反省に立って今年度からはそれらをフォローする意味で新しい事業目標をたてたい、

と会議に臨む姿勢を述べた。

続いて、まず新任者を含め委員の紹介を行い、次いで委員会規定による本委員会の所掌事項の説明を受けた。さらに協議に入る前提として埼玉県建設産業構造改善推進協議会の平成8年度事業計画の骨子並びに事業推進の指標である構造改善プログラムに掲げる重点課題とこれに伴う推進事業のあらましの説明、さらに、このたび全国建産連が策定の「将来ビジョン」に掲げる課題事項（本誌本号特集記事参照）について参考聴取した上、引続いて協議に入った。

協議は、まず自由発言の形で業界が抱える問題を率直に述べ合った。焦点は厳しい受注環境を背景に生ずる元・下関係にまつわる問題の打開策を求めるものであった。

要約すると、①施工管理体制上の問題＝大手企業を元請とする大型工事に見られる下請無視の突貫工事によって生ずる問題。②片務性の存在＝工事下請、建設資器材納入業者に対して見られる元請側の一方的な価格や工程消化の強要。③施工条件の改廃＝施工途中に生ずるトラブルの原因、一方的な下請へのシワ寄せなどで、一様に元請に対して反省を求めるものであった。

まとめに当たって委員長は、今後の事業計画は、生産システム合理化を中心に業界の構造改善策を目指した計画案の提示を求め、次回の会議にてその取纏めを行いたいとして各委員の協力を要請した。

次回は、11月11日（月）に開会を決めて2時間余にわたる協議を終り散会した。

管理運営委員会

10月7日正午から建産連会館1階特別会議室において管理運営委員会（島村治作委員長）を開催し、建産連会館等の管理運営に関する当面の問題について協議した。

冒頭に島村委員長の挨拶を受けたあと、年



度初の会議に当たることから列席委員の紹介を行い、直ちに議事を進めた。

はじめに建産連会館建設資金借入金償還に伴う変更計画（案）を上程、事務局説明の下に検討を行った。

償還計画の変更は、入居団体の宅地建物取引業協会（星野謹吾会長）が平成9年4月に退去することに伴い、同協会が出資の建産連会館建設資金の一括償還の必要が生じたことによるもので、8年度未償還予定額並びに9年度以降の償還の変更計画を提示し、その資金計画を説明して了承を得た。

次に、上記宅建業協会と平成9年1月に退去が予告された埼玉県鉄構業協同組合の2団体退出によって生ずる空事務室の利用方法について協議した。その結果、先ず現在入居の団体の利用を優先的に希望を求める。その状況により現在館外に事務所を借用している会員団体を対象に利用の勧誘を行う。その他入居団体の有無を調査するなどして、11月末を目途に対策を行うこととした。

次に、建産連会館設備等の改修（屋上広告板、空調設備等）問題について協議。必要経費について検討の上、緩急度によって今後実施する方向で計画の具体化を図ることとした。

最後に11月25日理事会に本委員会討議事項を含め付議することを決めて散会した。

講習会開催

建設業の適正取引に関する講習

9月17日午後1時30分から建産連会館センター棟3階大ホールにおいて、建設業の適正取引に関する講習会と、建設業とその関連業を対象に独占禁止法遵守の問題、入札・契約制度の改革と改正建設業法との関係を約3時間にわたり講義を受けた。受講者は約200名。(写真・会場風景)

今回の講習会は、埼玉県建設業協会、当建産連、(財)建設業適正取引推進機構の3者共催で、迎えた講師は、前記推進機構より土田孝美相談指導部長、建設省より川端修建設業課長補佐の二人、前者は独禁法の改正点及び入札ガイドラインへの対応、後者は新しい入札・契約制度運用上の問題点等の解明と改正建設業法の改正点と業界の対応策などが述べられた。

はじめ立った土田講師は、独占禁止法は、自由経済社会の国際的な共通ルールである「公正で自由な競争」の促進と、これによって消費者の利益を確保という二つの役割を持つ。

経済活動の複雑化に伴い法制度の一層の徹底を図る観点から平成5年に課徴金・刑事罰の強化、公正取引委員会の審査体制等の充実など独禁法の制度並びに運用の強化を図った。にもかかわらず、建設業とその関連業界では独禁法抵触事件が相次いで摘発されるなど、業界の体質そのものが国民の批判にさらされているのが現状、(財)建設業適正取引推進機構では、業界が国民的信頼を得ながら健全な発展に資するため、法遵守のマニュアルとして「独占禁止法遵守の手引き」を作成したが、法の改正と運用の強化されたことからさらに内容を補完'96年版の作成を行ったことなど同機構の活動の一端を述べたあと、こ



の新版の手引きをテキストの代用に盛られている入札ガイドラインのポイント、①改正法における厳正な運用面、②刑事罰(談合罪)を含む罰則の強化点、③商取引に係る違反行為など具体的事例をあげて解説した。

この手引きの特色は、業界にとってよく問題となることをQ & A方式で疑問に答えていることである。なお、個人、事業者団体を問わず疑問には事前に相談窓口を利用して違反の未然防止に当たることを求められた。

続いて立った川端講師は、入札・契約制度改革から生じた諸問題、「地方中小企業者における指名の取扱い」に対する行政の対応を述べたあと、改正建設業法の視点、①経営事項審査の見直し点、②新しく定めた履行保証制度、③主任技術者、監理技術者の配置上の問題、④標識の設置と諸帳簿の備付け(営業所)、⑤受注者への義務付(見積書作成と提示)、⑥施工台帳の整備と施工体系図の掲示などの留意事項の説明とともに、これらの問題をめぐる行政側の動き(業界要望に対する対応策)を述べた。

全国建産連の動き

全国建産連会長会議

提案8項目を討議、建設省当局の見解を受く

全国建設産業団体連合会は、9月17日茨城県大洗市において全国会長会議を開催し、①中小・中堅建設業者の受注機会の確保と育成、②都道府県単位の「経審」制度の導入、③ダンピング入札の排除、④週40時間労働制に対応した公共事業労務費の設定など8項目を議題に討議、最後に「今年度下期の大型補正予算の確保」など11項目からなる要望決議を行った。この要望決議は今後建設省など関係機関に陳情、要望の実現を図ることとした。(写真・会場風景)

会議には、建設省より風岡典之大蔵官房審議官のほか担当官が出席して議題要望に答えた。この中で風岡審議官は、今年度下期の大型補正と来年度公共事業予算の拡大を求めたのに対し、大型補正のあった昨年度に比べ四割も大幅減になる点を挙げ、「ここで有効な手を打たないと景気に悪影響が出ることになる」と指摘しながらも、その実現については「現段階では何とも言えない」と明言を避けたものの「建設省として実現に向け最大限の努力を傾ける決意表明をしたい」と述べた。

8項目にわたる提案議題に対しては、建設省の担当官よりそれぞれ要旨で次の見解が示された。

中小・中堅建設業者の受注機会の確保では、昨年10月の「中堅・中小建設業者の受注機会の確保対策」に基づいて、自治体に必要に応じて3社構成のJVを積極的に活用するよう運用の改善を通達したことを挙げ、今後も通達の趣旨を十分に伝え、指導を徹底していく考えを示した。また、発注標準の適正化も再度徹底する方針を明らかにした。

都道府県単位での経審の導入の要望に対し



ては、25日から始まる中建審の基本問題委員会で、地元中小企業の適切な評価を含めた企業評価制度の見直しが重要なテーマとして論議されるなどの見直しを明らかにした。

ダンピング入札の排除の問題では、国際入札の対象外の工事では認められている「最低制限価格制度」や「低入札価格調査制度」の積極活用、一括下請排除の徹底などの働きかけを行っていく方針を示した。ただ、低入札価格制度の対象となった工事の調査内容を公表すべきではないかとの提案に対しては、企業秘密に関する情報を保護する観点から公表は困難との見方を明らかにした。

週40時間労働制に対応した労務費単価の問題は、今年10月に行われる公共事業労務費調査をもとに決まる来年度の労務単価については、所定時間外労働の増加による企業経営の圧迫や、日給労働者の収入減などの問題に配慮する考えを示した。

〈全国建産連会長表彰〉

この会議の席上、平成8年度全国建産連会長表彰が行われ、全国で48名が受賞、そのうち当建産連では、次の2名が受賞した。

- ・岡田光男 (埼玉県環境安全施設協会)
- ・西村昭彦 (埼玉県コンクリート圧送事業協同組合)

埼玉が生んだ著名な人物伝 その7

田中 保 (たなか やすし)

— 国際的には高名だが、日本では忘れられた画家 —

間仁田 勝

パリで日本人として最初に個展を開いた画家であるとともに、世界的に最も権威のある『美術家事典』にも収録されるなど、国際的には一流画家としての評価を得ていながら、日本ではなぜか忘れられ、パリでこの世を去った岩槻市出身の画家田中保について記す。

1 出生、そして渡米

田中保は、明治19年(1886)5月13日、南埼玉郡太田町(今の岩槻市)の金融業を営む田中収の9人兄妹の4男として出生した。

田中家は、代々、岩槻藩に仕えた武士であったが、明治維新により離藩、商人として、そのまま岩槻に在住していた。

大家族のため、生活は豊かではなかったが、父の学業への愛着は強く、保も明治32年に県立浦和第一中学校(今の浦和高等学校)に入学した。

第5回生で同級生は49名であったという。

ところが、その在学中の明治35年、父の急逝により家業が破産、兄達は異国に活路を求め、台湾やブラジルに旅立っていった。

明治37年、どうにか、中学を卒業すると、保もついに意を決し、単身アメリカに渡っていった。保、18歳で、丁度日露戦争の勃発した年であった。

渡米し、ワシントン州シアトルに住んだが、満足に英語も話せない保にとって、異国での生活は容易なものではなかった。

農家の手伝い、コックの見習い、そして果物売りなど、職を転々とする中で、英語を習得し、次第にアメリカ生活になじんでいった。

2 シアトルで画家を決意

生活が落ち着いてくると、かつて僅かではあるが興味のあった絵画に意を寄せるように



最盛期の田中保

なっていた。

働きながらの片手間の勉強であったが、この何気ない画塾への入門が保の人生に大きな転機を起こすこととなった。

塾を主宰していたスマトラ出身の画家フォッコ・タダマにその才能を見出されることとなったのである。天才画家田中保のスタートであった。

そして、1912年、保は待ちに待った初めての自作の発表する機会を得、タダマの指導のもとに学んだ油彩14点と素描2点を出品した。

シアトル市のワシントン州立美術協会の特別展であった。

そして、15年には、シアトル市立図書館

展示室で初めての個展を開くことができた。保、29歳の年であり、すでに画塾では指導的立場となっていた。

その年の11月27日、シアトル在住の女流詩人で美術評論家のルイズ・ゲブハルト・カンと結婚した。

彼女は、判事の娘として生まれ、ワシントン大学、コーネル大学で、それぞれ文学と美術を選考した礼媛で、保より4歳年長の1882年生まれであった。

保は、妻であり、美術評論家であるルイズの協力により、さらに大きく成長していった。

1918年、これまでの成果をシアトル美術協会のギャラリーで発表したところ、その中の数点の裸体画が、風紀上の理由から一部の清教徒、いわゆるピューリタン（キリスト教の一派）達の反発を招くこととなった。

この時、彼が発表した声明文は、今でも残る彼の唯一の芸術論であって、表現の自由と芸術創造の正当性を真向から主張した堂々たるものであった。

保は、この事件を契機として、渡仏、妻とともに、パリに向かった。

船にはシアトル時代に制作した約100点の油彩が積み込まれていたという。

1920年、保、34歳の年であった。

3 パリで大成

パリには、すでに日本人として、藤田嗣治が居していた。

藤田嗣治は保と同年の1886年生まれで、東京美術学校（今の東京芸術大学）を卒業後、1912年に渡仏しており、保が渡仏した時には、すでにパリにおいて確固たる地位を占めていた。

保にとって、この藤田嗣治は、その後のヨーロッパにおける日本画壇を二分する終生のライバルとなるとともに、親友となる人物であった。

保はパリに落ち着く間も無く、活動を開始、自らの画塾を開くとともに、ドゥヴァンペス画廊においてパリでの最初の個展を開いたのを皮切りに、翌21年にベルネーム画廊、シモンソン画廊、ドゥヴァンペス画廊で、22年に

マルサン画廊で、24年にマルサン画廊、カルミヌ画廊で、そして28年にはドルーエ画廊等々と精力的に個展を開催していった。

また、それと併行してサロン・ド・ラ・ナショナルや、サロン・デ・ザンデパンダンなどの各種のサロンにも毎年出品するとともに、ローランサン、ヴァンドシゲン、藤田嗣治らとの共催による展覧会の開催、さらにブリュッセル、リュージュなどの国外の美術展などへも出品をしていった。

それらの中で、保は相当の評価を受けるに至っていったのである。

特に裸体画においては『裸婦の田中』と称されるほどになっていった。

その中でも、シモンソン画廊での個展については、『ジャーナル・デ・デバツ紙』が65行にわたる長文をさき、「保の作調は、日本人としての繊細で鋭敏な感覚と、ヨーロッパの手法とが見事な一致をみせている」と好意的に取り扱っていた。

そのうえ、その年の秋のドゥヴァンペス画廊での個展に際しては、そのカタログに当時では著名な美術批評家のアルマン・ディオが序文を書くまでになっていた。

4 パリ画壇に確固たる地位を確立

パリ画壇での保の地位を高名なものにしたのは、フランス政府による作品の買い上げであった。

この買い上げは、画家としてのステータスであった。

まず、1921年に静物画『銅の花器』が、そして翌22年にはサロン・ドートンヌ出品の風景画『夜のセーヌ』等が、それぞれフランス政府に購入された。

そして、24年にはマルサン画廊個展出品の『溪流にて』が国立ルクサンブル美術館の買い上げとなり、ジュ・ド・ポーム（印象派美術展）に展示されることとなった。

このように、フランス政府は、保の作品を都合4点購入することで、彼に対する評価を与えた。特に、その内の1点は権威あるジュ・ド・ポームに所蔵させるほどであった。



保が活躍したパリの街

その上、サロン・デ・ザンデパンダンや、サロン・ドートンヌ、及びサロン・デ・チュイルリーの正会員に推挙されるとともに、1929年にはフランス画壇最高のソシエテ・ナショナル・デ・ボザール（国民美術協会）の正会員に推挙されるほどになっていた。

押しも押されぬフランス画壇の最高峰にのぼりつめたのであった。

1920年代の保の活躍はめざましく、22年の第2回「女の習作展」にローランサン、ルバスク、藤田嗣治らとともに出品、23年の素描・版画・彫刻による第3回「黒と白」展にはマチス、ヴァンドングン、アスランらと出品するなど、この系列においてめきめきと進出し、注目をあびていった。

25年のサロン・ド・ラ・ナショナルに出品の『海辺にて』においては、パリの有力紙『フィガロ』が田中の習熟した西欧的手法を、3人の水浴する女の大作にみるとき、極東の美術とかけ離れた手法によっているようだが、一人の日本人が西欧と東洋の絵画をみごとに融合させ導きだしたものと賞賛の記事を載せている。

そして、1928年には、念願のドゥルエ画廊で個展を開くことができた。

この画廊はパリで超一流の画廊で、近代絵画の巨匠達が、こぞって展覧会を開催しており、画家達の目標としている画廊であった。

保も、その仲間入りができたと証しであり、忘れられない個展となった。

5 日本の帝展に出品し落選する

保は、ふるさと日本での作品の発表を常に望んでいた。

1924年、シアトルの無名時代に世話を受けた当時三井物産シアトル支店長であった塩田良温氏に「自分も一度東京で展覧会を開きたい。故郷に錦を飾るといだけではなく、自分の力はパリで発揮しているが、日本でも認めて貰いたい」との手紙を送っている。

残念ながら、この個展は実現には至らなかった。

その後も、かつてシアトル時代に知り合った貿易商の高橋周蔵氏がパリに立ち寄った際に、東京での個展開催を希望し、作品30点を寄託しているが、これも諸般の事情により開催に至らなかった。

また、個展開催とは別に、さきの塩田良温氏を通じ、この年の第5回帝展にパリから作品を送っている。

『青春』という1922年作の裸婦を描いたもので、見事な作品であったが、結果は落選であった。

真実のほどは分からないが、当時の日本画壇には美術学校を卒業、そしてパリ留学という一つのエリートコースがあり、保は浦和の中学を卒業後、アメリカで絵を学び、パリ留学という、いわゆる外様コースであった。

コース上を歩んでいる藤田嗣治が入選し、この藤田とともにパリで成功している田中には、その光は当たらなかった。

その上、その当時の日本は裸婦に非常に敏感な時代でもあった。

保の作品は裸体画と肖像画に象徴されるが、それは当時のパリの新聞や美術誌では、「美しい線と豊かな形、色彩に艶を持ったブロンド色が魅力的で昨今の画家の指標となる」と好評を受けており、特に問題の裸婦についても「みだらで快楽的な趣のない裸婦で、女を描く巨匠達のあの高雅な神秘性を復活させた裸婦」（『レビュー・デ・ベアックスアート』）と絶賛されていただけに、帝展での落選は保にかなりのショックを与えることとなった。

この年、^{ひがしくにのみや}東久邇宮、^{あさかのみや}朝香宮、同妃の3殿下が訪仏中、マルサン画廊個展を視察され、保の作品を数点購入された。

この宮様達の購入作品の中に、いみじくも、この落選した作品が含まれていたことは皮肉であった。

日本で拒否された作品が、日本の皇室の所蔵品となったのである。

この出来事は、パリの新聞に大きく報道されることとなった。

6 パリで静かに世を去る

保の作品は、パリをはじめとする欧米諸国では大成しているものの、何故か日本では受け入れられていなかった。

欧米のある画商は「田中保は、藤田嗣治とやらんで、戦前のエコール・ド・パリ（外国人画家による美術）を代表する日本人画家であり彼が故国において『知られざる画家』であることはまったく信じ難い。それは『忘れられた画家』の間違いでないのか」といっている。

さらに、^{せし}保にとって不運であったことは、昭和6年（1931）に満州事変が勃発し、その後、日本が長い戦争に突入していったことであった。

こうした最も成熟した晩年における、戦争という事態の発生は、故国日本との交流をなお一層不確かなものとしてしまった。

昭和16年（1941）4月22日、^{せし}保は故国での出品を夢に見ながら、ドイツ軍占領下のパリで54歳の生涯を閉じた。

この最悪の時期に死んだ田中保の死は人々に知られることがなかった。

パリで、日本人で初めて展覧会を開いた田中保、1920年当時のパリの新聞に日本人画家で取り上げられて、論評されているのは、藤田嗣治と田中保だけであった。

そして、本来ならばパリで成功した日本人画家として、華々しく故郷に錦を飾って帰るところを、ついに帰ることなくパリで死去した。

美術評論家の林紀一郎は、その作風を、「若い時分は前衛的な感覚を持っていたが、

その後、日本人としての日本人の感覚のうえに、誰も出来ない田中保独特の裸婦や風景の表現様式を作り上げていった。西欧の近代絵画のスタイルや技法に東洋的な表現を融合させていきながら、次第に自分なりのスタイルを作り上げていった点が田中の成果であり、人しれぬ努力の賜物であった」といっている。

生前、田中保の名前は、すでにE・ジョセフの『現代美術家事典』やT・ベッカーの『美術家事典』など幾つかの権威ある美術家事典に収録されていたが、死後も、1958年にはH・フォルマーの『20世紀美術家事典』に、59年には世界的に活用され最も権威があると言われているE・ベネジットの『美術家事典』に収録され、確実な国際的評価を得ていたのであった。

7 故国で初の遺作展を開催

昭和34年、『松方コレクション』を母体にした国立西洋美術館が東京の上野にオープンした。

この松方コレクションとは実業家の松方幸次郎がパリで収集した作品で、戦後しばらくの間、フランス政府の管轄下にあったが、昭和26年の講和条約の締結により返還されたもので、この作品の中に田中保の『後ろ向きの裸婦』も含まれていた。

これが、^{せし}保の日本公開の処女作品となった。

田中保も近年、『忘れられた画家』として、日本においても見直されるようになり、昭和51年7月、東京で遺作の34点が公開された。

夢にまで描いた故国での初の個展であった。そして翌52年には、浦和市の埼玉会館で遺作展が開催された。

これは埼玉銀行（今のあさひ銀行）が、昭和52年、新本店の完成を機会に壁面への空間芸術として故郷の生んだ偉大な国際的画家・田中保をたたえ、作品33点を購入、それを記念し開催したものであった。

明治37年に埼玉を離れてから73年、初の里帰りであった。

この作品は彼の未亡人であったルイズ夫人の死去により、その遺産が売却されたもので、東京の画商を通じ、埼玉銀行が購入したものであった。

昭和57年8月、埼玉銀行はこの内26点を、埼玉県立近代美術館の完成を記念し、埼玉県に寄贈した。

その後、県は積極的に遺作の収集を行い、現在では絵画59点、型録の下絵1葉、鉛筆画21点が描かれているスケッチブック1冊、写真資料21葉、そしてマルサン画廊での個展の型録1枚を所蔵している。（筆者は埼玉県秩父公園建設事務所長）

参考文献：『田中保作品集』（埼玉銀行）



作品を所蔵する埼玉県立近代美術館

告知板

10月は「労働保険適用促進月間」です。

— 労働省 —

労働省では、毎年10月1日から31日までの一ヵ月間を「労働保険適用促進月間」と定めて実施しています。

今年は、「労働保険 働くみんなの 安心保険」としたスローガンの下に、下記の内容で広く関係方面の理解を求めています。

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称です。

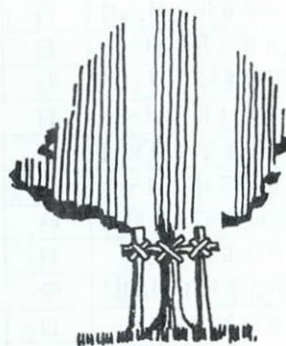
労災保険は、業務上又は通勤途上の事故による負傷等に対して補償する制度。また、雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な保険給付を行い、生活の安定を図ることはもとより再就職や継続雇用の促進等の雇用に関する諸事業が盛り込まれた制度です。

労働保険は、政府が管理、運営している強制的な保険ですので、労働者を一人でも雇っていれば事業主は労働保険加入の手続きをとり、労働保険料を納めなければなりません。

事業主が故意又は重大な過失により労災保

険成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付のあった場合、遡及して労働保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

詳しくは、最寄りの公共職業安定所又は労働基準監督署へお尋ね下さい。



平成9・10年度

埼玉県入札参加資格審査申請について

標記の申請の受付は、下表によって行われます。なお、今回は「審査基準日」が変更され、原則として平成8年8月1日直前の営業年度の終了日（決算日）とされた。特に8月決算及び9月決算の方の注意を促している。

詳細は、審査申請の手引きに拠る。

受付方法

受付日時は下表（右頁へ続く）のとおり指

定（各業務、県内・県外業者共通）、複数の業務を申請する場合は、各申請書類持参する。

資格審査申請対象者

埼玉県（企業局・教育局・警察本部を含む）が締結する次に掲げる契約の競争入札（平成9年6月1日～平成11年5月31日）に参加しようとする者。

商号（名称）の頭文字 （(株)(有)等の法人の種類を 表す文字を除いた頭文字）	決算日（審査基準日）	う き け し									
		あ	い	え	か	く	こ	さ	し		
平成7年8月1日～ 平成7年8月31日	日	平成8年9月17日(火)					平成8年9月19日(木)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		
平成7年9月1日～ 平成7年9月30日	日	平成8年10月8日(火)					平成8年10月9日(木)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		
平成7年10月1日～ 平成7年11月30日	日	平成8年10月22日(火)					平成8年10月23日(木)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		
平成7年12月1日～ 平成7年12月31日	日	平成8年11月1日(金)					平成8年11月5日(火)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		
平成8年1月1日～ 平成8年2月29日	日	平成8年11月13日(木)					平成8年11月14日(木)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		
平成8年3月1日～ 平成8年3月31日	日	平成8年11月26日(火)					平成8年11月27日(木)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		
平成8年4月1日～ 平成8年4月30日	日	平成8年12月17日(火)					平成8年12月18日(木)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		
平成8年5月1日～ 平成8年5月31日	日	平成9年1月8日(木)					平成9年1月9日(木)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		
平成8年6月1日～ 平成8年6月30日	日	平成9年1月22日(木)					平成9年1月23日(木)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		
平成8年7月1日～ 平成8年7月31日	日	平成9年2月4日(火)					平成9年2月5日(木)				
	時	A	B	C	D	A	B	C	D		

- ① 建設工事の請負契約（建設工事）
- ② 建設資材の納入契約（建設資材）
- ③ 建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託契約（設計・調査・測量）
- ④ 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託契約（土木施設維持管理）

《受付時刻》

（時間厳守）

- A = 9 : 00～10 : 00
- B = 10 : 15～11 : 15
- C = 13 : 15～14 : 30
- D = 14 : 45～15 : 45
- E = 13 : 15～14 : 15
- F = 14 : 15～15 : 15
- G = 15 : 15～16 : 15
- H = 14 : 30～15 : 30

受付会場

埼玉教育会館（浦和市仲町東武ホテル向い）

●「審査申請の手引き」は（社）埼玉県建設業協会並びに埼玉県行政書士会事務局（浦和市仲町3-11-1）又は同書士会各支部で頒布。

（注）

下表の見方は「審査申請の手引き」で示す読取りの例示を参考にされたい。

す	ち	ぬ	へ	み	や	ら	せ	つ	ね	ほ	む	ゆ	り	そ	て	の	ま	め	よ	る	わ
平成8年9月20日(金)			平成8年9月24日(火)					平成8年9月25日(水)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										
平成8年10月14日(月)			平成8年10月16日(水)					平成8年10月18日(金)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										
平成8年10月24日(水)			平成8年10月29日(火)					平成8年10月30日(水)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										
平成8年11月7日(水)			平成8年11月8日(金)					平成8年11月12日(火)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										
平成8年11月18日(月)			平成8年11月21日(水)					平成8年11月22日(金)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										
平成8年11月28日(水)			平成8年12月3日(火)					平成8年12月4日(水)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										
平成8年12月19日(水)			平成8年12月24日(火)					平成8年12月25日(水)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										
平成9年1月14日(火)			平成9年1月16日(水)					平成9年1月21日(火)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										
平成9年1月28日(火)			平成9年1月29日(水)					平成9年1月30日(木)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										
平成9年2月6日(水)			平成9年2月12日(水)					平成9年1月13日(木)													
A	C	D	A	B	E	F	G	A	B	E	H										

講演会開催予告

当建産連は11月21日(木)午後2時から建産連会館センター棟大ホールにおいて、講師に通産省地質調査所の杉山雄一担当官を迎え、「首都圏の活断層及び地震の特徴と最近の新知見」について約2時間の講演会を開催します。

全国ところを選ばず来襲する地震は、その事前の対策とともに私共の最大の関心事であります。多数の聴講をお奨めします。

記事の訂正

(1) 誤植の訂正

本誌前号(No.69)の頁25の右側欄下段所載の「改選・建産連首脳名簿」の中、副会長とあるべきを副課長とした誤植がありました。お詫びして訂正いたします。

(2) 小見出しの訂正

同じく前号の頁8の左側欄「(3)従業員の処遇」とした小見出しは、「取引先との関係」が正でありますので、訂正いたします。

建設業必携の実務誌

※年間購読をお勧めします！ ※定価はすべて税込です。

実態調査による総合物価版!!

毎月一日発行 **月刊 建設物価**

■建設資材価格・工事費・労務費・運賃
■B5判/900ページ ■定価3,700円(送料別途)
年間購読料 / <毎月・年12冊> 36,600円
(1月・7月発行の臨時増刊号/速報版/送料サービス)

■建築・設備工事の施工単価と見積り実例の画期的な総合誌!

建設物価臨時増刊 **建築と設備コスト情報**

仮設から外構工事まで、豊富なコスト情報!

●本誌の特色●
* 実例による我が国唯一のコストプランニング資料
* 工事費/建築工事・施工単価推移表/建築着工統計にみる単価の推移。
* 建築・設備工事施工単価/見積り実例。
■ 上期/2月刊 下期/8月刊 B5判/730ページ 定価4,500円(送料別途)
■ 年間購読料<上・下期年2冊>8,000円(送料サービス)

<p>新刊 鋼道路橋数量集計マニュアル(案) A4判/170頁 定価2,000円(送料込)</p> <p>新刊 公共土木工事工期設定の考え方と事例集 A5判/200頁 定価2,300円(送料380円)</p> <p>8年度版 建設省土木工事積算基準 B5判/830頁 定価9,200円(送料600円)</p> <p>8年度版 土木工事積算基準マニュアル B5判/930頁 定価9,300円(送料600円)</p> <p>8年度版 土木工事積算標準単価 B5判/630頁 定価6,000円(送料500円)</p> <p>8年度版 明解土木工事市場単価 B5判/640頁 定価5,000円(送料500円)</p> <p>改訂2版 トンネルの施工と積算 B5判/500頁 定価6,000円(送料450円)</p> <p>改訂33版 建設工事標準歩掛 B5判/1,100頁 定価13,000円(送料700円)</p> <p>改訂3版 土木工事の実行予算と施工計画 B5判/440頁 定価4,500円(送料450円)</p> <p>改訂8版 土地改良工事の積算と施工 B5判/510頁 定価5,000円(送料500円)</p>	<p>改訂3版 積算基準と工事諸経費率早見表 B5判/500頁 定価3,000円(送料450円)</p> <p>改訂2版 土地改良工事諸経率早見表 B5判/270頁 定価2,500円(送料380円)</p> <p>改訂5版 下水道工事積算の実際 B5判/420頁 定価5,200円(送料450円)</p> <p>改訂版 下水道工事積算標準単価 小口徑管管 B5判/310頁 定価4,200円(送料450円)</p> <p>建設副産物の再生・処理の積算 B5判/320頁 定価4,400円(送料450円)</p> <p>新刊 土木仮設の施工と積算 B5判/470頁 定価5,400円(送料450円)</p> <p>改訂 土木施工の実際と解説 A4判/480頁 定価9,800円(送料600円)</p> <p>改訂版 道路維持修繕の施工と積算 B5判/450頁 定価5,500円(送料450円)</p> <p>土木工事の仕組みと手順 B5判/470頁 定価4,800円(送料450円)</p> <p>改訂3版 造園修景積算マニュアル B5判/390頁 定価5,000円(送料450円)</p>
--	--

財団法人 **建設物価調査会**

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)

業務部業務一課
☎ 03-3663-8761(代)
FAX 03-3663-8768

埋蔵文化財を尋ねて (1)

これまで史跡名勝めぐり、古寺社探訪と30数回に亘って行ってきた締め括りとして「埋蔵文化財を尋ねて」をテーマに、埼玉に根ざした文化生成の実像を探ることといたしました。まず、その手始めに埋蔵文化財に対する基礎知識を知っておく必要があることから、このたび県教育局文化財保護課の担当部署に依頼して行政における取組み並びに開発行為等に係る法規制等についての解説を含む寄稿を受けましたので、冒頭にこれを掲げます。(H・W)

埋蔵文化財の保護について

今年も各地で行われている遺跡発掘調査の結果や考古学上の新しい発見が次々と速報されている。また、青森県三内丸山遺跡や佐賀県吉野ヶ里遺跡の発掘調査の最新の研究・分析結果から原始・古代の人々の生々しい暮らしの状況が次第に明らかにされ、多くの人々が復原整備の進んでいる現地を訪れている。

平成6年度に国内で実施された発掘調査は約10,000件。埼玉県では419件の発掘調査が行われた。これらの発掘調査は大学や市町村史の編さん室などが、ある研究目的をもって行う少数の調査を除き、ほとんどが道路建設、工場建設、住宅建設等の開発に先立って実施されたものである。

《埋蔵文化財とは》

文化財保護法(以下、法と略す)第2条で、対象とする文化財として次に5種が規定されている。

- 1 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍・古文書、考古資料等)
- 2 無形文化財(演劇、音楽、工芸技術等)
- 3 民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中

行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋等)

- 4 記念物(遺跡、庭園、橋梁、名勝地、動植物等)
- 5 伝統的建造物群(歴史的風致を形成している伝統的建造物群)

埋蔵文化財は法57条で「土地に埋蔵されている文化財」と定義されており、実態上は5種の文化財のなかで、有形文化財、民俗文化財の一部、記念物が地中に埋もれている状態ということになるが、一般的には考古学でいう「遺跡」や「遺物」といったほうが分かりやすいだろう。

《埋蔵文化財包蔵地》

埋蔵文化財包蔵地は文字どおり埋蔵文化財が埋もれている地区＝遺跡である。この埋蔵文化財包蔵地の把握が、私達が埋蔵文化財保護行政を進めるうえでの基礎的作業となっている。

埼玉県では、これまで2度にわたり全県的な遺跡分布調査が行われ、昭和36年、50年に「埼玉県遺跡地図」が作成された。現在は、市町村教育委員会文化財担当者がこれまでの成果をもとに管内の遺跡の所在状況の把握を継続的に進めている。

埋蔵文化財包蔵地は、現地を踏査することにより把握する方法が基本である。耕作等により本来埋蔵されていた地層から遊離して、地表面に表れた土器・陶磁器、石器等の破片の分布範囲をおさえ、散布状況の濃淡、地形の状況を考慮して遺跡の広がりを把握するが、土層の観察、地元の人たちの情報が加えられる場合もある。もとより遺跡は土地に埋蔵されているという性格から、古墳の墳丘、城館跡の堀・土塁・石垣等遺構の一部が地表で確認できる場合を除き、正確な遺跡の範囲の確定は困難である場合が多い。特に市街化が進んだ都市部、山地、沖積低地等土砂の堆積が厚い地区等では、現地踏査で遺跡の所在状況を把握することは難しい。

このため、現在では試掘調査を行い、既存のデータを補正し、埋蔵文化財包蔵地範囲の把握の精度を高める作業を積極的に推進している。

このようにして把握された埋蔵文化財包蔵地は遺跡台帳（「埼玉県埋蔵文化財包蔵地調査カード」）に登録され、遺跡地図に記入される。また試掘調査の結果等により、従来の遺跡の範囲に縮小、拡大やデータの変更が確認された場合、台帳の補正が行われ（「埼玉県埋蔵文化財包蔵地調査カード（変更増補）」）、遺跡地図も訂正する。新規に登録された遺跡、変更増補された遺跡は年度末に県文化財保護課で集計し、原図を補正したうえで新年度に各市町村教育委員会等に通知している。この遺跡地図（縮尺は原則として1/10,000）は各市町村教育委員会と県文化財保護課で常備し、各種開発等に伴う事前照会の資料としている。

《埋蔵文化財包蔵地における開発手続き》

埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地で、土木工事等を行い現状を変更する場合は、着手しようとする日の60日前までに所定の書式により文化庁長官あて届け出なければ

ならない（法57条の2第1項）。この届出に対して、文化庁長官は必要事項を指示することができる（同条第2項）。また、工事主体が国の機関、地方公共団体である場合、事前にその旨、通知することとされ（法57条の3第1項）、この通知に対して文化庁長官は埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる（同条第4項）。

土木工事等の届出及び通知に対する文化庁長官の指示または勧告（昭和56年以降県教育委員会が行っている）の内容は、①事前に当該地区の発掘調査の実施、②工事にあたり教育委員会の職員が立ち会う、③工事にあたり埋蔵文化財の保存に影響が及ばないよう慎重に工事するよう指導、④その他である。実際は①発掘調査実施のケースが多い。

発掘調査の指示を受けた届出者または通知者は、発掘調査を遂行し、その記録を報告書にまとめる専門的技術、知識を有する機関に発掘調査を依頼することとなる。したがって発掘調査に要する経費は、調査委託先との契約に基づき開発主体者に負担いただくことになる（※）。

県内の発掘調査は県と市町村とで、開発事業主体によって分担して実施している。国・県・公社・公団等の事業に伴う発掘調査は、県文化財保護課で調査したのち、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施、民間開発事業等は市町村教育委員会が対応している。なお、法57条の5及び6では、工事中に遺跡が発見された場合の届出、通知の規定がある。このような場合、工事を停止し、緊急に発掘調査を実施することは、双方なかなか困難である。本県ではかかる事態が発生しないよう事前の試掘調査実施を徹底している。

※ 個人住宅建設に伴う発掘調査の経費は公費で対応し、建主の費用負担はない。

《発掘調査に至るまで》

周知の埋蔵文化財包蔵地での土木工事等の届出、通知から、工事によって失われる地区範囲の発掘調査の実施に至るまでの現行運用フローの概略は次のようになる。

- 1 教育委員会で遺跡地図により開発区域が包蔵地に該当するか否か、あるいは包蔵地の隣接地にあたり、従来の調査成果等から遺跡の所在が想定される地区に該当するかを確認する。
- 2 開発予定地の試掘調査実施。調査は教育委員会埋蔵文化財担当者が実施する。要する経費は公費で負担する。期間は個人住宅程度の開発面積であれば1日、数万㎡にわたるような場合を除き、通常日数で終了する。調査方法は、対象地にトレンチを設定し、小型のバックホーにより掘り下げ、遺構、遺物の状況を確認し記録するのが一般的である。調査では遺構遺物の密度、遺構の深さ、遺跡の性格等を把握するが、この結果は遺跡台帳、遺跡地図を補正するデータになるとともに、本調査の期間、経費を積算する基礎となる。
- 3 工事計画、工程等と埋蔵文化財保護に関し、次の事項に関する調整、協議を行う。
試掘調査で確認された埋蔵文化財の現状保存を図ることができないかを検討する。事業計画上発掘調査で埋蔵文化財を記録として保存する措置がやむを得ない場合には、その範囲、調査の期間と着手時期、調査経費について協議する。
- 4 発掘調査に関する協定、契約書の締結。
法57条または98条の2の規定に基づく発掘調査届及び通知の提出。
- 5 発掘調査実施。調査終了後は所轄警察署へ出土遺物の発見届提出。
発掘調査記録、出土遺物の整理行い、発掘調査報告書を刊行する。
土木工事等の届出または通知は、2あるいは3の段階での提出となる。

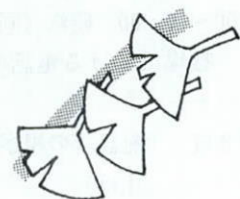
なお、当該開発事業が他法令の規制等を受ける場合、発掘調査の着手は原則として許可後となる。

発掘調査は、まず試掘調査で確認されている遺構が確認される深さまで、バックホーを用いて表土を除去する。そして、住居跡等遺構の輪郭を確認する。遺構の埋没状況を観察するための土手をのこし、序々に掘り下げる。出土遺物の記録をとる。掘りあがったら全体を撮影・記録して終了する。

近年では、記録や測量などに種々の最新機器を用い、調査の迅速化を図っているが、なにぶん発掘調査は手作業に頼らざるを得ない部分が多く、広範囲にわたる発掘調査では相応の期間を要することとなる。

埼玉県に所在する埋蔵文化財包蔵地は、旧石器時代から近世にいたるまでの約10,000箇所が把握されている。上述したように包蔵地の正確な把握が、埋蔵文化財保護行政の基礎であり、日々その確認作業を進めているところである。先人の暮らしの跡が数百年、数千年にわたり内包されている地区を護り、後世に残し、伝えるために、法（57条の4）に基づいて行っている作業である。もちろん、我々がより快適な生活環境を求めていくうえで、すべての遺跡を現状保存することは不可能である。そのためには次善の策として、発掘調査の上、記録保存する方法をとらざるを得ない。埋蔵文化財包蔵地の開発にあっては制約と負担がかかることになるが、関係者の理解と協力をいただきたい。

（本稿執筆は埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課埋蔵文化財係中島宏係長による）



建産連だより

— 会員団体の動静 —

平成8年度 新入社員研修会開催

(社)埼玉県電業協会

当協会では、本年3月に策定した「電気工事業の技能・技術者職業生涯モデルプラン」の提言に基づいて新たに平成8年度新入社員研修会を開催しました。(日程表参照)

受講者は21社36名で、施設見学を含めて3日間、はじめはぎこちなさがあった受講者は、研修科目でのグループ発表などを通してチームワークもとれて、社会人としての自覚をさらに増した感もあり、研修効果は大に上がり当協会新入社員研修1期生として、これから電気設備工事業界を背負って立てる人材として大きく成長することが期待されます。

【新入社員研修実施日程】

- 7月1日から3日間下記の日程で行った。
講師は埼玉雇用促進センター委託講師及び協会の役員。
- 7月1日 会場 第1会議室
9時から開講式
9:30～正午 講話(新入社員の自覚)
13:30～14:30 研修(社員の基礎知識)
14:30～16:30 研修(電気設備概要)
 - 7月2日 会場 第1・2会議室
9:00～正午 研修(職場でのマナー)
職場における話し方、仕事の進め方
13:00～16:00 研修(同上)
職場に於ける電話の対応、接客マナー
 - 7月3日 施設等の視察研修(バス借り上げ)

視察見学先

埼玉県平和資料館(東松山市)

埼玉県発電総合事務所(寄居町)

以上

新しい履行保証制度の動向

東日本建設業保証(株)埼玉支店

従来、公共工事を受注する際に必要とされてきた工事完成保証人が廃止され、新たな履行保証として「金銭的保証」が求められることになってきました。

そこで、ご参考までに新たな履行保証の内容をいくつかご紹介いたします。

○埼玉県の「履行保証制度」の内容

(平成8年5月1日施行)

- 500万円未満の工事：無保証
- 500万円以上の工事：原則として金銭的保証の要求(請負金額の10%以上)
- 特定JVの対象工事：原則として無保証
- 金銭的保証の選択肢(種類)
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供
 - ③ 金融機関または保証事業会社の保証
 - ④ 公共工事履行保証証券による保証
 - ⑤ 履行保証保険契約の締結

○草加市の「履行保証制度」の内容

(平成8年8月1日実施)

- 500万円未満の工事：無保証
- 500万円以上の工事：原則として金銭的保証の要求(請負金額の10%以上。ただし、市内に本店のある企業は5%)
- 金銭的保証の選択肢(種類)
埼玉県と同内容。

金銭的保証の要求には、当社の「契約保証」をご利用ください。

お問い合わせは、

東日本建設業保証(株) 埼玉支店

☎048-861-8885

まで、お気軽にどうぞ。

型枠業界は今

埼玉県建設大工工事業協会

バブル崩壊以降、我々専門工事業者にとっては、厳しい状態が続いています。特に大手ゼネコンの間で激化する安値受注競争の中で如何に将来に夢を託せる業界づくりが出来るかが大きな課題になっています。下請は値引きの対象ではないはずであり、自分たちの意見をもっと強く云う事が大切であります。

9月の定例会議では、「今後の型枠業界の経営の進め方」をテーマに意見交換会を八木澤副会長のアドバイザー兼進行係で開催しました。中小企業の経営の難しさ、後継者確保の難しさ、何一つとっても難しい事を改めて感じました。一つ一つ問題をとらえて、徐々に解決して行くしかないと思いました。

9月21日より青年部「埼青会」は、県外研修に神戸の災害復興の様子を建設現場見学で研修し、日建大協近畿支部「型青会」と単価の問題、雇用問題、新建材使用等で新時代を担う若者としての懇談会を行いました。

第19期 通常総会報告

埼玉県内装仕上工事業協同組合

去る8月28日 川越プリンスホテルに於いて、顧問の参議院議員 関根則之先生の御臨席のもと第19期通常総会が開催されました。

例年通り、天井技能検定試験が7月2日～4日の3日間実施され、49名の受験者があった事の報告がありました。又、新たに賛助会員として3社メーカーである(株)桐井製作所、(株)川島織物販売、建材の総合商社である岩谷産業(株)の入会が認められると共に新理事に松坂屋建材(株)の大沢孝至社長が承認されました。

もとより厳しい経済環境のもと仕事量の激減、安さを通り越したような受注単価と、三重苦の中でのスタートですが、どんな時代にもそれぞれの責任に於いて安全を第一に、自分達の本分である自信の持てる仕事を、そして自信に満ちた技能を発揮することこそ一番大切であり、出席者全員の考えである事を再確認し、最後に20期に向けて最大の事業計画である埼玉新都心の内装を協同組合として何とか受注するのだという強い決意のもと、大変意義の有る総会として終了することが出来ました。

電気安全啓蒙 キャラバン実施

埼玉県電気工事工業組合

埼玉電工組は、通産省主唱による「電気使用安全月間」運動に協力し、関連機関と連携をとりながら、重点実行事項を中心に、諸対策を積極的に実施した。

特に電気安全啓蒙キャラバン隊を組織し、本年度は下記の支部が啓蒙運動を展開した。

- 行田支部 8月8日
行田市、吹上町、鴻巣市、羽生市、川里村、JA北埼玉本部。
- 志木支部 8月22日
志木市、富士見市、上福岡市、大井町、新座市、和光市、朝霞市。
- 所沢支部 8月29日
所沢市、三芳町、狭山市、入間市。

それぞれの市町村長に趣意書とポスターを手渡し電気使用安全のキャンペーンを行う。

又、老人宅の電気安全点検、市営協同住宅のELBのチェック等を行った。

平成8年度定時総会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当埼玉県支部はさる5月22日、大宮市ラフォーレ清水園において平成8年度定時総会を開催しました。平成7年度事業報告、収支決算報告、監査報告及び平成8年度事業計画案、収支予算案をはかりました。いずれも原案通り可決承認されました。

なお、本年度は役員改選があり、次の通り選出されました。

県支部長	横田充穂
副支部長兼業務委員長	小山伸次
理事・総務委員長	永井滋
理事・総務委員	細川尊
理事・財務委員長	松延淳一
理事・財務委員	尾崎高
理事・業務委員	出原瑞夫
監事	斎藤光雄

「大競争時代に向かって」 策定の塗装工事業ビジョン の骨子

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

「新しい競争の時代」の到来に対応して、21世紀に向けて建設産業に対する国民の信頼を確立するとともに、建設産業に生じている不安と戸惑いを払拭するため、1995年4月「建設産業政策大綱」が策定され、この「大綱」に基づき各業界がそれぞれの「ビジョン」作りに入った。

(社)日本塗装工業会では、1987年3月「21世

紀への建設塗装産業ビジョン」を作成し、1996年の建設塗装産業を予測した。

この「ビジョン」の予測によると

- ① 建設塗装産業の中に他産業からの参入が盛んになる。
- ② 建設ストックの増加により、リフォーム工事・塗り替え需要が増大する。
- ③ 建設工事の高級化・多様化の促進により、塗装材料の進歩や技術開発が図られ品質が向上する。
- ④ 現場労働生産性の向上が図られ塗装工事が建設仕上げ工事をリードする。

となっている。

①②③の予測については、ほぼ的中しているが④については、不幸にして的中しなかった。即ち、現場労働生産性は期待したほど向上しなかったし、塗装工事が仕上げ工事をリードする立場にもなっていない。

この原因は、予測不可能な外的要因が多々あったにせよ、もっとも大きな原因は、業界および各企業の自助努力の不足に起因するものと思われる。

この点を反省し、今回の「ビジョン」作成に当たっては、単なる予測ではなく、(社)日本塗装工業会の会員が努力すれば実現可能な2005年(10年後)の具体的姿を画き、これを「ビジョン」の骨子とした。即ち

- ① 多くの会員が塗装業から総合仕上げ工事業への展開を図る。
- ② 全会員の完成工事高の総計を1995年の約2倍の2兆円にする。
- ③ 現場労働生産性を1995年より30%向上させる。
- ④ 全技能者の10%を女性技能者にする。

以上のように具体的数字を示して「大競争時代に向かって」と題する「塗装工事業ビジョン」を作成し、更にその上で作成したその日から「ビジョン」実現に向かって、力強く第一歩を踏み出すことにした。

平成8年度 応急危険度判定講習会のお知らせ

(社)埼玉建築士会

今年度上期の応急危険度判定講習会は、多数の応募者の参加を得て無事終了いたしました。しかしながら、定員超過のためせっかくお申込頂きながら多数の方が、受講のご希望に添えなくなりました。そこで県では、今年度下期の応急危険度判定士講習会を下記の通り開催することになりましたので、お知らせ申し上げます。

記

1 日時・場所等

回数	開催日	開催市	開催会場	定員(名)
第6回	平成8年11月5日(火)	草加市	アスコホール	240
第7回	平成8年11月11日(月)	行田市	行田グリーンアリーナ	160
第8回	平成9年1月24日(金)	志木市	志木市民総合センター	200
第9回	平成9年2月5日(水)	与野市	コミュニティセンター	250
第10回	平成9年2月17日(月)	浦和市	さいたま共済会館	200

注) 各会場共、受講時間は午後1時から午後5時まで

- 2 受講料 受講料、テキスト代 無 料
- 3 受講対象者 建築士(建築士法第2条に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士)の資格を有する方で埼玉県内に在住または在勤の方
- 4 案内書配布先 埼玉県建築指導課、(社)埼玉建築士会、各市町村(建築担当窓口)、各土木事務所及び朝霞支所(建築課窓口)、各県民センター
- 5 案内配布及び申込受付期間 平成8年10月14日(月)～10月31日(木)
- 6 申込方法 郵送による申込みのみ、先着順受付とし、定員になり次第締切ります。
- 7 申込先 社団法人 埼玉建築士会
- 8 問い合わせ先 社団法人 埼玉建築士会 Tel 048(861)8221
埼玉県住宅都市部建築指導課 Tel 048(830)5527
- 9 主催 埼 玉 県
- 協 賛 開催会場所在市 (社)埼玉建築士会
- 後 援 (社)埼玉県建築士事務所協会 (社)埼玉建築設計監理協会
(社)埼玉県建築住宅安全協会 (社)埼玉県建設業協会

関係ゼネコン各社にお願い

埼玉県コンクリート圧送事業協同組合

日本経済は、個人消費、設備投資とも回復基調にあるとの報道がなされておりますが、建設業界の皆様には入札制度の改革等、大変厳しい経営状態であると考えております。

また、建設下請業者であります私どもでも、過当競争の結果、将来の見通しが立たずいつ倒産してもおかしくない状態が続いております。

埼玉県にコンクリート圧送組合を設立して以来24年余、バブル崩壊後の長引く不景気の結果、組合員どうしの中に摩擦が生じ、脱退者が相次ぎ組合の維持が不可能な迄に追い込まれ組合解散の是非を問う状態となりました。

会議を重ねた結果、残留者で組合を維持しコンクリート圧送工事業界の第二次中小企業近代化促進法の推進に微力ながら前向きに努力する事と決定致しました。

又、埼玉建設産業団体連合会の皆様と手を携えて、専門工事業者として建設産業政策大綱に沿った経営と技術に優れた企業としての努力を行い、建設構造改善事業に参加し、今期より約半分余となりました組合員で努力していくこととなりました。

そのような中で、組合加入の申込が数件あり組合員が力づけられております。

〈県ご当局へ陳情〉

去る8月20日には、埼玉県土木部長並びに住宅都市部長へ陳情を行いました。

1. 埼玉新都心建設工事への参加努力に対する支援の要請

(1) 施工者に対し、地元コンクリート圧送工事業者の使用のお願い

2. 組合共同受注に対するご理解と支援の要請

オールマイティな施工を目標に機械を揃え、高層打設・地下工事、また高強度生コン・高流動化生コンの圧送等の基礎知識を技能士研修を通じて教育指導しております。

3. 建設省始め埼玉県標準工事仕様書に則り技能士による施工の指導

〈社埼玉県建設業協会へ要望〉

9月10日には、埼玉県建設業協会の常任理事会に要望書を提出し議題として検討して戴きました。

1. 埼玉県コンクリート圧送事業協同組合の現状のご理解とご協力をお願い

(1) コンクリートポンプ車の工事発注前に、組合員かを確認のお願い。

(2) 作業員には、有資格者・法定教育・安全教育等の資格証を常時携帯しております。

(3) ポンプ車の法定検定を確実に実施し、検査結果を組合へ報告し把握しております。

2. 共同受注に対する支援のお願い

3. 県内、コンクリート圧送工事の組合員への優先発注についての願い

(1) 安全教育また近代化事業による出資増分は、価格に反映せず努力致しております。

※ 真面目な業者が生き残れるよう、各発注機関並びにゼネコンの皆様のご理解と支援を願い申し上げます。

連合会日誌

- 7月16日 平成8年度埼玉県優秀建設工事表彰式（ときわ会館）に島村会長出席
- 7月22日 平成8年度建設産業人材確保・育成推進協議会全国会議（虎の門パストラル）に出席
- 7月24日 広報委員会
建産連ニュース第69号の発行、第70号の編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて協議
- 7月26日 建設業経営講習会
「建設業・競争激化時代の生き残り戦略」
(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催
後援：埼玉県
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
講師：中谷義明氏 受講者総数 160名
- 7月29日 総務委員会
平成9年度県予算編成等に係る要望事項、全国府県建産連会長会議提出議題、全国建産連会長表彰候補者の推薦等について協議
- 7月30日 研修指導委員会
平成8年度事業実施計画について協議
- 8月8日 ネットワーク研修
～9日 (社)埼玉県建設業協会と共催
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
講師：近野 徹氏 受講者総数 延べ175名
- 8月23日 (社)全国建産連正副会長会議及び総務委員会（財）建設業振興基金会議室）に島村会長等出席
- 9月10日 千葉県建設産業団体連合会が当建産連の運営状況等について意見交換のため来館、当建産連より島村会長、斎藤名誉会長、関根・町田・松本副会長等出席
- 9月11日 彩の国建設ステーションイメージアップ賞・優秀技能者顕彰表彰式（東武ホテル）に島村会長出席
- 9月12日 すこやか彩の国県民会議理事会（県民健康センター）に島村会長出席

- 9月17日 講習会
建設業の適正取引に関する講習会
「独占禁止法の遵守について」
講師：土田孝美氏
「建設業をとりまく最近の話題」
講師：川端修氏
於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
(社)埼玉県建設業協会との共催 受講者総数 200名
- 9月17日 全国府県建産連会長会議、茨城県大洗町で開催
～18日 島村会長、斎藤名誉会長、金井常務理事出席
- 9月20日 すこやか彩の国県民会議総会（県民健康センター）に須賀所長出席
- 9月24日 建設大臣に対する要望（パレスホテル大宮）に島村会長、斎藤名誉会長、関根・町田・星野副会長等出席
- 9月25日 構造改善委員会
今後の事業推進計画等について協議
- 10月7日 管理運営委員会
建産連会館等の管理運営等について協議
- 10月9日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査を実施

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成8年10月15日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(財)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(財)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	〃	〃	048(864)0385
(財)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 菊池平三郎	浦和市高砂4-3-15	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	浦和市鹿手袋4-1-7	〃	048(864)7361
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(財)埼玉県空調衛生設備協会	会長 細井五士男	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(財)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 菅谷 和雄	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 日黒 有	〃	〃	048(862)9258
(財)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(財)埼玉県建築士事務所協会	会長 瀧澤源二郎	〃	〃	048(864)9313
(財)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(財)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	〃	〃	048(866)1773
(財)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謙吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	360	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 阿野昭三郎	浦和市宿285-2	338	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(財)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 泉 和郎	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂3-10-4	〃	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 廣田 豊作	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(838)5636

建産連ニュース 第70号

平成8年10月15日発行

発行 〓埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会
〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号
電話 048-866-4301
FAX 048-866-9111
印刷 〒336 浦和市高砂3-6-9
株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月